

朝鮮肅宗代の王妃冊封にみる朝清関係

桑野栄治

【キーワード】朝鮮後期、朝清関係、肅宗、王妃、仁敬王后金氏、仁穆王后閔氏、禧嬪張氏、仁元王后金氏、康熙帝、明清交替

【目次】

はじめに

一 王妃金氏の冊封

(1) 肅宗の即位と顯宗の賜諡

(2) 金氏冊封をめぐる密議

二 繼妃閔氏の冊封

(1) 冊封奏請文の違礼——「冊立」

(2) 丙子胡乱の記憶

三 禧嬪張氏の冊封

(1) 王妃改封奏請文の違礼——「後宮」

(2) 「罰銀」をめぐる清使との交渉

(3) 新王室の威容

四 繼妃閔氏の復位

五 第二繼妃金氏の冊封

むすびにかえて

はじめに

丁卯・丙子胡乱(一六二七・三六〇三)により第一六代朝鮮国王仁祖(在位一六二三〇～四九年)は漢江の渡し場である三田渡に設けられた受降壇で大清国(ダシエン)の太宗ホンタイジ(在位一六二六〇～四三年)に膝を屈し、大明帝国とは断交することになった。その後の朝清関係を全海宗氏は歳幣(年例の朝貢物品)額の推移という経済的側面から、「清初の威圧的態度(一六三七〇～四四年)」「清の態度の漸次的緩和(一六四五〇～一七三五年)」「清の態度の情性化(一七三六～一七三九年以後)」の三期に区分した^①。清が山海関を越えて北京を制圧した一六四四年の入関以後、歳幣額が従前の三分の一以下に減少したばかりでなく、清使に対する接待費用の簡素化など、静態的な数量分析からすれば、「清初の威圧的態度」は緩和されたといえよう^②。崔韶子氏もまた、清が中原支配を完成させる康熙帝(在位一六六二〇～一七二二年)の治世年間になると、朝清間には辺市(国境交易)・犯越(不法越境)・疆界問題などをかかえつつも、「朝鮮はすでに確保され、そしてすでに安定した忠実な朝貢国家として認識されるようになった」と結論づけている^③。ただ、康熙年間には顯宗(在位一六五九〇～七四年)から肅宗(在位一六七四〇～一七二〇年)そして景宗(在位一七二〇〇～二四年)の治世年間にわたがる長期政権であり、康熙帝の親政後に「朝鮮に対する清の監視と牽制もまた緩和された」とはいえ、朝鮮が「忠実な朝貢国家」と認識していたかどうかは朝鮮側の動態的な視点から別途に検証しなければならない^④。

たとえば、宮中儀礼に関しては成宗五年(一四七四)に成立した基本礼典『国朝五礼儀』は望闕礼の儀註(式次第)を嘉礼の筆頭に収録し、同一六年施行の基本法典『経国大典』には「正・至・聖節・千秋

節に殿下は王世子以下を率いて望闕礼を行う」と明記している⁵。この宮中儀礼の原型は、洪武二年（恭愍王十八年、一三六九）九月に周辺諸国とのあいだに礼的秩序を構築すべく謁見儀礼として定められた「蕃王朝貢の礼」のひとつであり、洪武三年に成立した『大明集礼』は「蕃国正旦冬至聖寿率衆官望闕行礼儀注」（蕃国が正旦・冬至・聖寿に衆官を率い闕を望みて行礼するの儀注）を収録する⁶。実際に元明交替期の恭愍王二十年（一三七二年）冬至以来、「蕃国」朝鮮の歴代国王も名節のたびに王都漢城（ソウル）の景福宮勤政殿にて大明皇帝に忠誠を誓うとともに、文武百官にみずからの王権を可視化する舞台装置として望闕礼を実施していた⁷。ところが、明清交替後に仁祖・孝宗（在位一六四九～五九年）そして顯宗が王宮の正殿にて大清皇帝のために望闕礼を主催した事例はいまのところ確認できない⁸。

また、朝中関係史を俯瞰した全海宗氏は朝清関係について、「封典とその他の儀礼的關係は複雑な形式でつづいたが、冊封では積極的な干渉をしたことは一度もない」という⁹。たしかに、朝鮮国王の即位は内政問題であり、これを追認する清の皇帝が朝鮮国王の冊封を拒否した事例はみあたらない。ところが近年、肅宗代には王妃冊封に際して礼部と朝鮮語通事が少なからず関与していることが指摘されている。たとえば、李花子氏は「清使と朝鮮君臣間の礼儀論争」の一事例として肅宗継妃の仁顯王后閔氏（一六六七～一七〇一年）と第二継妃の仁元王后金氏（一六八七～一七五七年）の冊封に注目した¹⁰。また、夫馬進氏は朝鮮外交文書違式事件の一事例として禧嬪張氏（一六五九～一七〇一年）の冊封を取りあげ、金暎録氏も「清の一方的な問題提起から発生し」た代表的な外交事案として言及したことがある¹¹。このとき、朝鮮から派遣された冊封奏請使は礼部の胥吏に「外交機密費」として公用銀八百五十兩を渡していた¹²。とはいえ、いずれも断片的な叙述にとどま

り、北京における冊封奏請使と礼部との交渉や、漢城に派遣された冊封使との交渉については十分に関心が払われていない。

むしろ、朝鮮王室の六礼からなる婚礼手続きについては『国朝五礼儀』嘉礼所収の儀註分析のほか、現存する『嘉礼都監儀軌』を活用した研究成果¹³がすでに公表され、朝鮮の王妃冊立儀礼が『大明集礼』の影響を色濃く受けていたことも指摘されている¹⁴。最近ではイミソン氏が仁顯王后をはじめとする肅宗代の王室女性の政治的役割を論じた¹⁵。このように、朝鮮王室内の婚礼については現存する儀註・儀軌を活用しつつ、その全貌が明らかにされつつあるものの、皇帝の名代として派遣された清使による王妃冊封儀礼については等閑視されたままである。むしろ、仁祖継妃趙氏（莊烈王后）の冊妃にあたり、張炳仁氏が「六礼以後の手続き」として、仁祖「一七年（一六三九）二月一日には奏請使を中国に送って王妃に封ずるよう請い、六月二六日に清の使臣より王妃を承認する文書である誥命を授かり、これを記念して赦免令を頒布し、百官の等級をのぼす行事があった」と叙述したのが例外となっている¹⁶。明清交替後、朝鮮儒者官僚の対清観を反映し、清使迎接を記録した儀軌がほとんど残されていないことも一因であろう¹⁷。

そこで本稿では、基本史料の『朝鮮王朝実録』『承政院日記』のほか、議政府官員の動静を記録した『議政府謄録』、議政府をしのぐ最高議決機関となった備辺司による『備辺司謄録』、外交儀礼を管掌する礼曹で作成された『勅使謄録』、王世子時代の肅宗と景宗の日常生活を世子侍講院が記録した『肅宗春坊日記』『景宗春宮日記』など、各官庁の謄録類を活用しつつ、肅宗代の王妃冊封をめぐる朝清関係の実相について明らかにしたい。

一 王妃金氏の冊封

(1) 肅宗の即位と顕宗の賜諡

顯宗一五年（一六七四）八月一八日に顯宗が三四歳で死去すると、一週間後に王世子が昌徳宮の仁政門にて即位し、王世子嬪の金氏（一六六一〜八〇年）は王妃に封じられた。すでに四年前の顯宗一一年一二月に三人の候補者のなかから王世子嬪として吏曹參議金萬基（朝鮮礼学の泰斗金長生の曾孫）の娘が一〇歳で揀択されると、住居を漢城東部崇教坊の於義洞別宮（孝宗の旧宅、のち龍興宮と改称）に移し、兵曹には警備にあたらせた。明けて顯宗一二年三月八日に慶徳宮（のち慶熙宮と改称）の正殿崇政殿では『国朝五礼儀』嘉礼の儀註に則り、顯宗は冕服の出で立ちで文武百官とともに王世子納采礼を執り行い、青平尉沈益顯（孝宗の次女淑明公主の夫）・吏曹判書金寿恒（丙子胡乱時の和議反対派金尚憲の孫）をそれぞれ正使・副使として漢城南都好賢坊（のち會賢坊と改称）にある嬪家の金萬基宅に遣わした。当時、顯宗は眼疾を患っていたため、翌九日の納徴礼と一日の告期礼にはいずれも崇政殿に親臨することが叶わず、略式の権停礼にて挙行されている。そして三月二二日、顯宗は遠遊冠・絳紗袍に身を包んで崇政殿に出御すると、沈益顯・金寿恒を於義洞別宮に遣わし、王世子嬪の証票として金氏に教命（国王が下す命令文書）と金印・竹冊を授ける冊嬪礼を厳かに執り行っている。四月三日正午に崇政殿では宗親・文武百官が列席のもと顯宗が出御し、王世子が景福宮・昌徳宮・宗廟を経由して嬪家までみずから金氏を迎えに行く醮礼（親迎礼）が挙行された。翌日の四日には王世子の婚儀を祝賀して全国に教書が頒布され、王世子嬪となった金氏は慶徳宮の便殿（国王が日常の政務を執る場）にあたる資政殿にてまず大殿と中宮殿（顯宗妃明聖王后金氏）に、ついで王大妃殿（仁祖継妃莊烈王后趙氏）・大妃殿（孝宗妃仁宣王后張氏）の両大

妃殿に対して朝見の儀を終えたのである。²⁴⁾

さて、昌徳宮で即位儀礼を終えた翌日、肅宗は礼曹より提出された三人の候補者のうち、青平尉沈益顯を告訃請諡承襲兼謝恩正使に、江華留守閔善重（のち肅宗継妃となる仁顯王后閔氏の実父閔維重の長兄）を副使として大司憲に任命した。一〇月になると、領議政許積・左議政金寿恒らの発案により、「昭獻」「敬憲」「猷肅」の三候補を選定したうえで顯宗への賜諡を清に奏請することになる。承政院の仮注書李聯命によって作成された史草（正史編纂の基礎史料となる史官の草稿）によれば、かつて仁祖の諡号は朝鮮側の要望が受け入れられて順治帝より「莊穆」と賜ったものの、孝宗の場合は意に反して「忠宣」と賜諡された前例があり、不安材料があったに相違ない。²⁵⁾

かつて顯宗即位年一〇月上旬に礼曹判書尹絳は、告訃使として派遣された右議政鄭維城の帰国を前に、「告訃使の状啓（＝上申書）中、肅憲の二字、力を費やして周旋せりの語有り」と発言していることから、孝宗の諡号として朝鮮側は「肅憲」を希望していたが、告訃使による尽力もむなしく叶わなかったとみえる。諡号をめぐる告訃使鄭維城による外交折衝は、一〇月下旬の帰国報告に詳しい。鄭維城はまず、かねてより悪評を買う朝鮮出身の大通官（一等朝鮮語通事）李一善²⁶⁾について「此の人の悪しき為るは尤も甚し」といい、今回は赴京にあたり銀千両を持参したが、賄賂を要求する彼らには四、五千両を使っても不足するであろうと批判する。肝心の諡号の件については前轍を踏まぬよう、通官を介して礼部に伝言を依頼する心積りであったが、直接交渉されたしと体よく断られた。ただ、鄭維城は「通官尹堅なる者有りて、自ら言うに諡を議す官と相切なり」と云い、多く賂物を給し、初め肅憲を以て定めと為せり」というから、別の通官に賄賂を渡さざるをえない状況に追い込まれた。ところが、鄭維城一行が北京を離れる

間際になって通官尹堅は「諡を議す漢官、肅字は本国の諡号に擬げ有るを以て、故に之を為すを得ざれば、空しく賂物を受くるべからず」といい、賂賂を返却して立ち去ったという。孝宗の諡号を議奏する漢族の官僚は、尹堅が賂賂を受け取ったことを察知していたようである。以上が孝宗の賜諡をめぐる外交折衝の舞台裏であり、順治帝より「忠宣」との諡号を賜ったのはかならずしも告訃使鄭維城の失策とはいえない。

では、顯宗の賜諡の場合、朝鮮政府の要望は受け入れられたのであろうか。北京では肅宗即位年一二月に告訃使沈益頭が顯宗の死去を報告して方物を献上すると、康熙帝は「朝鮮国王、恪みて藩封を守り、忠慎夙に著る。奏を覽るに、遽かに爾薨逝し、朕の心深く軫惻為り。應に恩卹を得べし」と哀悼の意を表し、礼物はみな使臣に持ち帰らせるよう配慮した³⁸。康熙帝は方物の受け取りを拒否したわけではなく、朝鮮王室の訃報に対する気遣いであった。

その後、告訃使鄭維城が通官尹堅より「肅字は本国の諡号に擬げ有」と知らされたことは、朝鮮政府内では忘却されていたのであろう。そして朝鮮政府の懸念は現実となった。康熙帝が亡き顯宗に賜った諡号は「昭獻」「敬憲」「獻肅」の三候補のいずれでもなく、「莊恪」であった³⁹。仁祖の諡号「莊穆」の一文字を取り、「恪みて藩封を守」った顯宗を悼んだのであろう。実録記事によれば、肅宗元年正月下旬に帰国した告訃使沈益頭は、「彼中の事、大いに前に異なり、臣等齎去せる諡号三望、皆な周旋を得るも請を得ず、惶恐に勝えず」と報告するにとどまり、いかなる事情により要望が叶わなかったかについては具体的な発言内容が省略されている。

幸いに『承政院日記』の当該年月日条には、若干の欠字や判読不明箇所があるものの「燼餘」(焼け残り)が転記されており、北京では礼

部の胥吏が暗躍していたことが知られる。この日、夜の経筵に召し出された沈益頭はまず、「請諡の事、臣敢えて心を盡くさずんばあらざれども、事勢は己丑年(≡孝宗即位年)と異なること有り、閔夫の処に謀れども、終に能く望む所に如かず」といい、沈益頭一行は北京会同館で開市(互市)を担当する館夫と事前に相談したところ、当初は「當に力を盡くして周旋し、必ず我が国の與に與する所とすべし」と周旋を引き受けた。ところが、たびたび差し障りが生じたため館夫ははにかに仲立ちしがたく、帰国直前になって「渠の多事に因り、尚お此れ未だ違あらざれば、多く賂物を持ち、姑く来る日を待て」と伝えたという。ここでようやく沈益頭は館夫の虚言を疑い、もしくは一介の胥吏の立場ではそもそも礼部堂上に仲介することはできなかったことに気づいた。沈益頭が「重事を任いて出使するも、終に成すを得ずして来り、惶恐に勝えず」と肅宗に失策を託びたのは、会同館におけるこうした密議があったからである。経筵に同席していた領議政許積も、「己丑年は則ち鄭命守方に在り、故に其の事已に成れども、己亥年(≡顯宗即位年)は則ち今時と相同じくす」と慰勞したように、朝鮮出身の大通官鄭命寿(満洲名はグルマフン)による前々回の周旋とは一転して、前回も使臣が北京を出発する間際に礼部との仲介に失敗していたことを承知していた。沈益頭は会同館滞在中に通事李一善にも相談したが関知していないといい、さらに大通官金大憲に依頼したところ、「若し前日の如くせば、則ち数事重なり、汝が国當に多く礼(単)有るべけれども、今は持ち来らず」というから、やはり彼らは賂賂を要求していたのであろう。李一善は沈益頭に再度、「汝輩、應に閔夫の処に於いて陰かに之を凶るべし」と責任転嫁したが館夫は承諾せず、結局彼らはこの案件には関わりたくなかったものと推察される。

(2) 金氏冊封をめぐる密議

王妃金氏の冊封をめぐる密議についても、告訃使沈益頭とともに書状官として派遣された司諫院司諫宋昌が正月一〇日付けで提出した報告書に詳しい。これによると、大通官らが礼部郎中の意向として訳官に伝言し、王位承襲を奏請する際には礼単（賄賂）を持参するのが慣例であり、琉球・安南（ベトナム）のような「小国」でさえこの慣例にしたがっているにもかかわらず、なぜ「大国」の朝鮮のみ持参してこないのかと問うてきた。沈益頭は、孝宗即位年と顯宗即位年の前例を踏襲したにすぎず、今回よりこの場で賄賂を贈ることは困難であると答えるほかなかった。すると大通官金大憲は話題をかえ、訳官に「請封の奏文中、聘定の語有り、礼部此の謂を以て議定すれば、而ち未だ成婚に及ばざる王妃の冊封、今番は請を得難きに似たり」とひそかに語った。おそらく賄賂の要求であろうと察知した沈益頭は、副使・書状官と協議して礼部に題本の開示を求めたところ、果たして王妃の冊封については「後ちの議を待ちて封ず」との文言があり、驚嘆した。使臣一行は礼部に釈明して王妃の冊封に期せんとしたが、通官らがひたすら阻止したため、三使は賜宴の辞退と王妃冊封の二種の呈文をあいついで礼部に提出した。数日後、通官が突然会同館を訪れ、正使と副使は礼部に向くよう催促されると、礼部侍郎以下が庁舎内で待ち受けていた。このとき通官を介して、ようやく「王妃冊封は使臣の呈文を以て転奏すれば、則ち皇帝並びに封ずるを許せり」と通達されたという。⁴⁶王妃の冊封が先送りされるようであれば賜宴も欠席する、と結果的に使臣は礼部に釘をさすかたちになったのである。

たしかに告訃使沈益頭が提出した仁祖継妃名義の奏本には、「亦た曾て光城府院君金萬基の女を聘定して妻と為す。仍りて金氏を冊して王妃と為さんことを請う」とある。⁴⁶それゆえ、礼部が「聘定」を結納にあ

たる納采と理解した場合、「未だ成婚に及ばざる王妃の冊封」には難色を示し、康熙帝への上奏も躊躇されるであろう。しかし、大通官金大憲が礼部郎中の発言に仮託して礼単の件を切り出したことから推せば、大通官の目的は礼部との仲介を口実として使臣に賄賂を要求することであったと考えられる。あるいは、康熙帝の弔慰により持ち帰るよう命じられた方物の一部を差し出すよう、ほのめかしたのかも知れない。先にみた賜号にかかる館夫の周旋問題と同様、大通官にとつても会同館における朝鮮使節との接触は私腹を肥やす絶好の機会であったに相違ない。金氏の冊封は幸いに礼部の議奏を経て康熙帝により承認されたが、このとき沈益頭が礼部に提出した奏本は継妃閔氏の冊封の際に再度問題視されることになる。

こうして内大臣寿西泰（寿西特）・一等待衛桑額（桑厄）・三等待衛恩克ら清使一行が三月二日に迎恩門外の留館所である弘濟院に到着した。⁴⁷翌日、吉服に身を包んだ肅宗は百官とともに敦義門（俗称、西大門）外の慕華館にて勅書を迎えて還御するが、『肅宗実録』は正殿における儀礼の情景について「清使、勅を仁政殿に宣す」と記録するにすぎない。⁴⁸むしろ、『清実録』には「内大臣寿西特・侍衛桑厄・恩克を遣わして朝鮮国王李柁を論祭せしむ。諡して曰く、荘恪と。仍りて王の嗣子李焯を封じて朝鮮国王と為し、妻の金氏もて国王妃と為す」とあるように、三使の派遣目的を明確に記録する。⁴⁹つまり、朝鮮側は顯宗に對する賜諡どころか、肅宗と金氏に對する冊封儀礼についても具体的な記録を残していないのである。明清交替後の仁祖代以降、朝鮮の官撰史料には清の弔祭・賜諡ならびに冊封に関する記録が粗略になることは、すでに李賢珍氏が指摘しているが、⁵⁰肅宗元年の場合、清使と朝鮮政府のあいだでは王妃冊封の行礼手順をめぐる衝突はなかったと判断せざるをえない。

二 継妃閔氏の冊封

(1) 冊封奏請文の違礼——「冊立」

仁敬王后金氏が肅宗六年一〇月に二〇歳で病死すると、翌年の肅宗七年五月に仁政殿では肅宗が西人の重鎮たる領敦寧府事驪陽府院君閔維重の次女に教命と金寶・玉冊を授ける冊妃礼が『国朝五礼儀』に則って執り行われ、於義宮より閔氏を王妃として昌慶宮に迎え入れた。⁽¹⁾七月には宗班(王族の全州李氏)のなかから東原君李濬(宣祖庶一男慶平君李功の嫡孫)が冊封奏請使に選任され、一〇月に継妃閔氏の冊封を清に要請すべく奏請兼冬至使李濬・副使南二星が北京へと出発する。⁽²⁾半年後の肅宗八年三月に北京より届いた奏請使の急報によれば、礼部の筆帖式(書記)呉應鵬が滿洲族の礼部左侍郎額星格の意向として「爾の国の奏請方物、將に皇帝に陳達せんと欲するも、還りて発回と為る。方物一綜許り、礼部堂上に給するを可と為す」と伝えられると、奏請使はこれを拒否したという。のみならず、呉應鵬は「請封奏本中、冊立の二字有り、大いに礼に合わず。奏本、部に下るの日、堂上意を決して参せんと題す」と奏請使の弾劾をほめかせて恐喝してきた。奏請使は「甲寅(＝肅宗即位年)奏請の時、亦た冊立の二字を用うるも、罪せらるるの事無し」と主張すると、呉應鵬は「甲寅の年、爾の国の文書、時に本部に在れども、此の二字無し」と反論した。そこで訳官を介して交渉すると、またもや額星格の意向として銀二千兩の賄賂を要求してきたため、八百五十兩で題本の提出を停止させている。⁽³⁾すでにみたように、たしかに肅宗即位年に告訃使沈益頭が提出した奏本には、「亦た曾て光城府院君金萬基の女を聘定して妻と為す。仍りて金氏を冊して王妃と為さんことを請う」とあったから、呉應鵬の反論は虚偽とまではいえないが、奏請使としても明確に反証できる文書を持ちあわせていなかったことは悔やまれよう。礼部の題本には「甲寅、

王后請封の時、曾て礼物無くんば、今此の方物、還付して使に來す」とあったが、すでに方物四把の運搬費として銀三百兩あまりを費やしていたため、管餉穀(食糧)を売って支弁した銀子で補填するほかなかった。その後、七月一日に赴京した進賀兼謝恩陳奏使瀛昌君李沈・副使尹以濟・書状官韓泰東一行も礼部左侍郎額星格に恐喝のうえ賄賂を要求されることになる。⁽⁴⁾

そして七月八日に清使の内閣学士阿蘭泰一行が入京し、一週間後に漢城を離れた。その間、清使はこれまでどおり「大清皇帝功德碑」が建つ漢江の三田渡碑閣へと遊覧を楽しみ、朝鮮政府は計一六挺の鳥銃(火繩銃)を贈答した。戦勝記念碑ともいうべき三田渡碑閣への訪問は、仁祖一七年(一六三九)の戸部承政マフタによる視察以後、清使の遊覧コースとして定例化しており、鳥銃・倭剣など日本製の銃剣類は清使に對する献上品として需要が高かった。一方、すでに帰国していた奏請使東原君李濬・副使知中枢府事南二星・書状官同副承旨申琬の三使はそれぞれ加資のうえ奴婢・田地の恩賞を賜り、堂上訳官韓錫祚以下の随行員もみな報奨された。⁽⁵⁾

(2) 丙子胡亂の記憶

しかし、この清使一行の漢城滞在中には二件の問題が発生している。まず、清使入京の二日前に、彼らはモンゴル王妃を冊封する際の儀註を持参しており、この儀註に則って閔氏が直接清使より誥命を授かるよう指示してきた。迎接都監は「彼の国の蒙古に待するは、我が国の事体と自ら別れ、風俗も亦た自ら同じくせず、決して比べて之を同じくすべからず」との立場から、仁祖一七年(一六三九)六月に仁祖継妃趙氏が冊封された際の「崇徳時己卯曆録」のほか、『大明会典』『大明集礼』など礼典を持参のうえ弘濟院にて論争したが、論議は平行線

をたどった。⁽⁶⁴⁾ たしかに『勅使膳録』によれば、仁祖一十七年己卯六月に清使の戸部承政マフタが入京直前に「中殿の誥命・印寶、當に親迎すべし」と指示したため、仁祖は領議政崔鳴吉を急ぎ弘濟院に遣わし、「我が国の礼は則ち上より迎受して内殿に伝送すれば、則ち中殿は内より親迎して行礼し、而るに本より親迎の礼無し」と再考をうながして許可されていた。⁽⁶⁵⁾ そこで、崔鳴吉と同じく丙子胡乱時に和議派であった領議政金寿恒が如上の崇徳年間の前例を踏襲するよう要請したものの、清使は「但だ前の儀註に依り国王、誥命を受けて内官に伝受し、宮中に入送するのみならば、則ち俺等殊に親しく帝命を伝うるの意無し」と異を唱えた。⁽⁶⁶⁾ そのため、冊封儀礼を急ぎたい肅宗は国王を諫める三司(司憲府・司諫院・弘文館の総称)の反対論も封じこめ、清使は仁政殿にて勅書を宣布したのち、便殿である宣政殿の御門(敦礼門)外に参殿し、誥命は清使より内侍と女官の尚宮を介して閔氏に伝授することになった。⁽⁶⁷⁾ 『勅使膳録』はこの日の「王妃受誥命儀」を記録しており、朝鮮国王妃とモンゴル王妃との差別化には成功したといえよう。のちにこの儀註が「礼曹儀注より出づ」として『同文彙考』所収の「中宮殿受誥命儀」の割註に副次的に転載されるのは、おそらく誥命の伝授に朝鮮国王が介在していないためであろう。

金寿恒は儀礼の直前に昌徳宮の熙政堂にて開かれた御前会議の席で、「上使稍や文字を知れども、怪しむ悪きこと無比にして、副使は則ち只だ是れ迷い劣りし者なり。難ぞ義理を以て之を曉すべけんや」と発言し、弘文館副校理呉道一も「国家、不幸にして犬羊に屈し事うれども、此くの如き等の事、死に抵るも力争せざるべからず」と意気込んだように、清使の要求に不快感を示している。しかし、右議政金錫胄は「三司の言、誠に正大為れども、第だ我が国、恥を忍び屈し事えて已に有年、想い来るに誠に隱痛為れども、勢い然りとせざる所有り」と現実

の朝清関係をいくぶん直視しており、肅宗は「今日、迎勅せざるを得ず」と決断するほかなかつたのである。⁽⁶⁸⁾

いまひとつの問題は、清使入京前日の七月五日に司諫院正言金萬吉が「伏して以んみるに臣の祖母、禍を江都に被り、臣家の父子兄弟、心に在るを痛むに至れば、北使の来るに當たる毎に、班行に随参するを得ず」と上奏し、私情とはいえ解任をみずから願ひ出たことである。肅宗が慕華館で「北使」(清使)を迎える際に金萬吉は職務上、陪従しなければならぬが、丙子胡乱の際に祖母を江都(江華島)で亡くした金萬吉にとっては耐えがたいことであつたに相違ない。⁽⁶⁹⁾

かつて顯宗四年(一六六三)一月に、丙子胡乱で祖母を江都で亡くしたゆえ、清使迎接のため慕華館へ行幸する顯宗には陪従できないとして、近侍職にあつた弘文館修撰金萬均が承政院に辞職願を提出すると、義禁府に囚われたことがある。⁽⁷⁰⁾ 光山金氏の金萬吉と金萬均、そして国舅の領敦寧府事金萬基は従兄弟の間柄である。肅宗は金萬吉の心中を察しつつも職務を遂行するよう命じ、義禁府に収監されることもなかった。とはいえ、迎勅儀礼の習儀(予行演習)が予定されていた前日の七月一日、両司(司憲府と司諫院)の官員は儀礼を監察する立場にありながら、六月末に正言を拜命したばかりの金萬吉は親族の司諫沈濡と同一部署内での仕官を避ける(引避という)ため進参していない。司憲府のなかにはいまだ肅拜の儀を済ませていない新任官員もあり、承政院は「兩司勢い將に一人の進参も無からんとし、事体殊に甚だ未だ安んぜず」と上奏して肅宗に善処を願ひ出る一幕もあつた。⁽⁷¹⁾ 丙子胡乱で親族を失つた文武官僚は、おそらく清使迎接儀礼の習儀さえ忌避していたであろう。

三 禮嬪張氏の冊封

(1) 王妃改封奏請文の違礼——「後宮」

肅宗一五年正月に肅宗は領議政金寿恒以下、六曹判書・三司の協議を封じこめて生後二カ月の王子（のちの景宗）の名号を独断で「元子」（嫡男）と定め、寵愛する生母の昭儀（正二品）張玉貞を正一品に昇格させて禮嬪の爵号を与えた。⁽⁷¹⁾そして五月には継妃閔氏を庶人に落とし、教命・冊寶・章服を回収のうえ承政院に命じて焼却させ、側室の禮嬪張氏を正室とする。⁽⁷²⁾

かつて張氏が従四品の淑媛に封じられたころ、継妃閔氏は「夢に先王・先后を見るに、我を指して言いて曰く、内殿、貴人と福祿厚くして子孫多く、當に宣廟の如くなるべしと。而るに淑媛は但だ子無きみに非ず、且つ福無し、若し久しく掖庭に在らば、則ち庚申失志の人に覺して、国に利あらざらん」と肅宗に語ったという。婦人の嫉妬心はともかく、先代国王と王妃に仮託して政治に介入しようとする閔氏は肅宗は快く思っていなかった。⁽⁷³⁾閔氏が先代国王と王妃の夢を語ったという肅宗の述懐を史料的に裏づけることは難しいが、たしかに代々詔官を輩出した仁同張氏を家門とする張玉貞が子宝に恵まれないうちに淑媛となったのは二年前のことであり、従伯父の張炫は肅宗六年庚申に反逆罪で絞首刑・賜死となる福善君李柁（仁祖三男麟坪大君の三男）・福昌君李楨（麟坪大君の次男）と親交があった。⁽⁷⁴⁾また、金寿恒の従孫にあたる貴人金氏（一六六九〜一七三五年）に対しても、肅宗が「貴人金氏、寿恒と内外交通して上の動靜を伺い、宮闈の事、宣洩せざる無く、且つ主家に締結して、飛語造謗、至らざる所無く、処置の道無かるべからず」と礼曹に処分の検討を命じると、金氏はただちに爵号剥奪のうえ教旨（辞令）も焼かれて王宮を追われることになる。⁽⁷⁵⁾

孝宗・顯宗・肅宗の三代の国王に仕えた八三歳の奉朝賀（致仕した

高官に与える名誉職）宋時烈は幼い王子を嫡男とするのは時期尚早とただちに上疏していたが、官爵削奪のうえ済州島へ遠流処分となり、六月に全羅道井邑にて死を賜った。その際に宋時烈は「學問は當に朱子を主とすべく、事業は則ち當に孝廟の為さんと欲する所の志を以て主と為せ」と門人の權尚夏に遺言したという。⁽⁷⁷⁾ながらく領議政を務めた領敦寧府事金寿恒も弾劾されて辺境の全羅道珍島に軟禁処分となり、四月に六一歳で賜死した。⁽⁷⁸⁾

この王妃廢立については清に承認を得る必要があり、八月に禮嬪張氏と親交が深い東平君李杭（仁祖庶長男崇善君李澂の長男）を謝恩兼陳奏奏請使とし、副使申厚載・書狀官權持とともに北京へ赴くことになる。⁽⁷⁹⁾副使に任じられた戸曹參判申厚載が漢城を離れるにあたり、「今の行、事体重しと雖も、彼中阻撓の理無きに似たり。而して曾て聞く、礼部の吏胥は官員と締結し、少しく事端有らば恐喝して求索し、紀極有る罔し」と上奏したように、礼部の堂上・郎中と結託した胥吏による恐喝と賄賂の要求は常態化しており、不測の事態に備えて銀子五千兩の貸与を申し出ると、肅宗は「曾て前の使行、若し幹事する所有らば、則ち既に貸給の規有り」と快諾した。⁽⁸⁰⁾

北京からの朗報を待ちわびる肅宗は一二月月上旬に備辺司に命じ、義州府尹に奏請使の帰国を朝清間の交通の要衝である鳳凰城まで確認するよう指示した。⁽⁸¹⁾ようやく一月中旬になると、李杭らは王妃廢立の奏請それ自体は成功したと急報する。ところが、奏請文のなかに諸侯たる朝鮮国王が用いるべきではない「後宮」の二文字があり、また康熙帝の諱（玄燁）を避けることなく「玄」字まで用いていたため、礼部はこれを譴責して「贖金の罰有るに至る」と報告してきた。⁽⁸²⁾かつて人蔘採取のために咸鏡道厚州鎮から不法越境した朝鮮の辺民が鳥銃を撃つて八旗駐防の官兵一行を殺傷した三道溝事件が肅宗一一年に発生して

おり、主犯格の韓得完（韓徳萬とも表記）以下三二名（うち三名死亡）の処罰に加え、肅宗には「罰銀二萬兩」が科せられたことがある。⁽⁸³⁾この事件からわずか三年後に発生した「罰銀の辱」であった。

兵曹判書兼芸文館大提学閔黯が製述した立妃の奏請文には「副室張氏、系は令家に出て、徳は後宮に冠たりて、且つ胤子を生む」とあり、たしかに「後宮」の文字を用いている。⁽⁸⁴⁾奏請使李杭一行の赴京当日、肅宗は領議政権大運らにより議定された廢妃・立妃の奏請文を慕華館にて行われた拝表の儀の際に点検していたが、副使の申厚載も当該箇所を問題視することはなかった。廢妃の奏請文には「臣の継妃閔氏は性度違反し、但だ臣の身に順わざるのみにあらず、語るに至りては先臣王及び先妃を犯すを以て、以て仍りて蘋蘩の祀りを奉ずべからず」とあり、むしろ申厚載はその事実関係に疑問を覚えていた。⁽⁸⁵⁾そのうえ、奏請使派遣当時は第三皇后（孝懿仁皇后）の急逝を通達する清使を漢城に迎え入れて挙哀の儀を執り行い、四日後に百官が清使を迎恩門にて見送るまで朝鮮政府は接待儀礼に追われていた。⁽⁸⁶⁾二月には亡き仁祖継妃の弔祭のため康熙帝が派遣した清使を迎えていたから、この年は二度目の清使入京であった。さらに、三カ月後の一〇月下旬には平安道觀察使より清使出来との報告が入り、両西（平安道と黄海道）の民事弊弊が懸念された。⁽⁸⁷⁾清使は冬至から一週間後に入京して第三皇后の冊諡を通達し、王妃廢立の件を問うこともなく一二月月上旬に帰国の途に就くことになる。⁽⁸⁸⁾

奏請使李杭が「贖金の罰有るに至る」と急報したのは、この三度目の清使が帰国した直後であった。右議政金徳遠が奏請文の「犯諱の字に至りては、則ち曾て前に亦た玄字を用うること有りて、贖言の事有致す。今番の能く致察せざるは、誠に悔恨すべし」と悔やんだように、朝鮮政府は一〇年前と同様の違礼を繰り返していたのである。その後、

漢城に届いた咨文によれば、礼部は一月に「應に朝鮮国王姓某（李焯）を將て銀五千兩を罰すべき可なり」と上奏し、康熙帝も「この違例の処、該国王姓某に明白に回奏せしめ、餘は議に依れ」と命じていた。⁽⁸⁹⁾「罰銀の辱」を知った朝鮮政府は領議政権大運の提案により、後日派遣する謝恩使に「天子・諸侯の嬪御、皆な後宮と称し、其れ違礼と為るを知らず、犯諱は固より失有り」とひとまず回答して対応することとした。⁽⁹⁰⁾

周知のように、朝鮮では国王の正妻で品階を超越した王妃と、品階を持つ内命婦に属する女性がいた。朝鮮初期の世宗一〇年（一四二八）に王妃を補佐する正一品の嬪・貴人以下、従四品の昭瑗・淑瑗までを「内官」（いわゆる後宮層）、宮女を統率する正五品の尚宮以下、正七品の典正までを「宮官」（いわゆる尚宮層）と定めており、『経国大典』史典の筆頭にあがる内命婦条に側室（副室）の運営に関する詳細な規定はないものの、のち正祖九年（一七八五）に刊行された『大典通編』史典では内命婦のうち正五品の尚宮以下、従九品の奏變宮までを「宮人職に係る」と明記し、正一品の嬪から従四品の淑媛までの八等級と区別している。⁽⁹¹⁾王の側室に属する内命婦は従四品以上の品階を授かった内官であり、正五品以下の宮官が宮女とひとまず総括できるが、「後宮」という法制用語が当時あったわけではない。

清使の翰林院侍読学士馬頭一行は正月二二日に入京して新妃張氏の誥命を宣読し、一週間後の二八日に帰国した。⁽⁹²⁾今回の清使も恒例となつた三田渡碑閣への遊覧を楽しみ、帰路には興仁之門（俗称、東大門）外の東関王廟に立ち寄って再拝礼を行っている。遠接使李之翼と平安道觀察使閔就道の馳啓によれば、誥命の授受をめぐって今回の清使もまた入京前に大通官呉孝澄を介して「清国の法、諸王妃冊封の時、誥命は例として親受を為せば、今此の冊封の時も當に親受を為すべし」と

厳しく指示し、儀註の謄本を送るよう要求してきた。呉孝澄は「前日冊封の時、俺次通官を以て出来し、親しく誥命伝授の事を見れば、而ち其の礼節を記憶す」というから、肅宗八年の閔氏冊封にあたって入京した際には次通官（二等朝鮮語通事）として立ち会っていた。ただ、李之翼らは「概ね其の語意を觀れば、則ち渠中間に於いて周旋生色の計を為さんと欲す」と、大通官呉孝澄による清使と朝鮮政府のあいだの中間操作を疑っている⁹⁷。

王妃冊封にあたって清使は直近の肅宗八年壬戌の前例に、礼曹は仁祖一十七年己卯の前例にそれぞれ固執したため、備辺司は礼曹にひとまらず己卯・壬戌両年の儀註を準備させ、弘濟院での領議政権大運と清使・大通官による折衝報告を待つことにした。権大運が論争を避けつつ「兩年の謄録、大同小異なれども、己卯謄録は則ち既に是れ累度遵行の礼、壬戌謄録は則ち乃ち是れ一時変改の事なり。旧を捨て、近き遵行の礼を取りて一時変改の事をを用うべからず」と朝鮮側の意向を丁寧に伝えた結果、礼曹では仁祖一十七年己卯の前例を踏襲した清使用と国王御覽用の二種の「王妃受誥命儀」が作成された⁹⁸。つまり、冊封儀礼当日の二日には肅宗が仁政殿で清使より誥命を受け取って内侍に授け、宣政殿の殿庭では医女（医術を修得した内医院・惠民署の女性）の清雅な臚唱のもと、誥命が恭しく新妃張氏に伝授されたのである。のち『通文館志』所収の「内殿冊封」儀は冒頭に「殿下、誥命を受け、以て内侍に授く」とあり、そのうえ臚唱を担当する「女官」には「礼曹の啓に自り、医女の中、声音清雅なる者を以て択び差わす」と割註を附すこと⁹⁹から、禮嬪張氏が冊封された際の「王妃受誥命儀」は王妃冊封のモデルケースとみなされたと考えられる。

翌二二日に肅宗は新妃冊封を慶賀して恩赦令（大提学閔黯製進）を頒布したが、仁政殿での儀礼は略式の権停礼とし、国喪期間ゆえ宗親

ならびに文武百官が万歳三唱を行うことはなかった¹⁰⁰。こうして禮嬪張氏の冊封儀礼は清使とのさしたる論争もなく、無事に終えることができた。礼曹では二度の「王妃受誥命儀」を前例として記録していたことが功を奏したといえよう。すでに正月月上旬に一足早く帰国していた奏請使李杭は熙政堂に召し出されると、「臣の罪、萬死にあたる」と肅宗に謝罪し、正月中旬に書状官権持とともに復命報告した副使申厚載もまた「死罪死罪」と失態を詫びたが、奏請使一行にはそれぞれ加資のうえ田地と奴婢が下賜された。承政院都承旨に特進のうえ礼曹参判に転じて従二品の嘉義大夫を授かった申厚載は、解任と恩賞の返還を再三申し出たが聞き入れられず、二月上旬より都承旨を拜命する¹⁰¹。

(2) 「罰銀」をめぐる清使との交渉

朝鮮政府にとって残る課題は、王妃改封奏請文の違礼に端を發した「罰銀」をめぐる清使との交渉である。正月二三日、領議政権大運らは百官を率いて漢城南部會賢坊の南別宮（明・清使節の留館所。現、ソウル市中区小公洞のウエスティン朝鮮ホテル）を訪ね、清使に公文を提出のうえ礼部に咎められた奏請文について弁明した。朝鮮政府としては「罪、群下に在れども、罰、君上に帰す」ことに納得がいかず、帰国後に康熙帝に上奏するよう要請したが、清使はこれを棄却した¹⁰²。幸いに当日の『承政院日記』の末尾には「以上、燼餘日記より出づ」とあり、迎接都監の報告が残る。議政府三議政が清使に公文を提出すると、清使は大通官らと協議し、朝鮮政府が主君のために「罰銀」の再考を要請したことには一定の理解を示している。しかし、そもそも清使の入京目的は新妃冊封にあり、「罰銀」の件をめぐる朝鮮国王を問責するためではない。この場で清使が公文を受け取って康熙帝に上奏すること自体が不当であり、かりに礼部に伝送したところで礼部もま

た難色を示すであろう。清使としては、「皇帝、如し本国の事情を問わば、則ち當に呈文の辞縁を以て必ず明白に奏達を為すべし」と回答するほかあるまい。三議政は帰り際に再三懇請したが、清使は「還歸の後ち必ず達す」との意向を伝えるにとどまり、ついに公文を受け取ることとはなかった。左承旨李滉からこの報告を受けた肅宗も、「知道せり」と答えるのみであった。⁽¹⁶⁾

翌二四日に肅宗は熙政堂に出御して大臣と備辺司堂上を引見し、「罰銀」の件について協議している。清使と交渉にあたった領議政権大運の報告によれば、「罰金に至りては、則ち當に本国の回奏を觀て之を処すべくんば、実に罰金を為すに非ざるなり」といい、右議政金徳遠も「礼部は則ち罰金を以て議定すれども、皇帝は則ち本国明查の回奏を待ちて後ち之を処すの意を以て已に下せば、今番定むるに罰金を為すに非ざるなり」と捕捉説明した。左議政睦來善も禁内の承文院に保管された外交文書を調べてみると、以前もこうした案件で清使に公文を提出したにもかかわらず、受け取りを拒まれた事例があったという。⁽¹⁷⁾つまり、新妃冊封のために入京した清使に「罰銀一再考の周旋を願ひ出るのではなく、肅宗が奏請文の錯誤にかかる調査結果を礼部に報告することが先務であつて、康熙帝が朝鮮国王に「罰銀」を科すか否かは決定していなかつたのである。

清使が帰国後、伝言どおり康熙帝に「本国の事情」を上奏したか否かについては定かでない。五月に進賢兼陳奏謝恩使として全城君李濬（宣祖庶一二男仁興君李瑛の孫。父は朗原君李倫）一行が北京へ向かつたが、五カ月後の一〇月に漢城に戻つた正使李濬の復命報告に「罰銀」に関する記録はない。⁽¹⁸⁾『通文館志』も浅薄寡聞ゆえ誤つて避諱を犯したとの陳情に対し、礼部が康熙帝より「這の回奏の情節、知道せり」との諭旨を奉じた」と記録するにとどまる。⁽¹⁹⁾ただ、『同文彙考』は咨文の内

容を欠くものの「礼部知会寛免咨」を立項しており、「罰銀」が免除されたことは容易に察することができよう。実際に『清実録』によれば、肅宗は康熙帝の諭旨にしたがつて「前に側室張氏を封ぜんことを請う疏の内、應に避諱すべき字様有れども避諱を行わず、又た徳は後宮に冠たりと称するは、実に違例に属す。惟だ敵に処分を加えんことを候つのみ」と陳謝したところ、康熙帝は「李焯、寛に從いて議を免ぜしむ」と詮議の取りやめを命じたのである。⁽²⁰⁾

(3) 新王室の威容

では新妃張氏を冊封したところ、朝鮮王室の宮中儀礼にはいかなる変化があつたのであろうか。たとえば、すでに述べたように肅宗一五年八月に奏請使李杭を派遣して王妃廢立の承認を要請し、一〇月下旬に清使出来との報告が入つた。清使の入京は名節の冬至と重なることはなかつたものの、一月上旬に議政府では冬至を祝賀する望闕礼の習儀が執り行われ、少なくとも右承旨姜鏡・右副承旨吳始萬のほか、散職ながら軍令機関として存続する五衛都総府の副総管全溪君李溥（宣祖庶一二男仁興君李瑛の孫）も標信（通行証）を免除されて参席したことが確認できる。⁽²¹⁾もつとも、当日の一二月一〇日冬至にこれまでどおり肅宗が文武百官を率いて康熙帝のために望闕礼を挙行することはなかつた。前日に姜鏡は冬至の望闕礼を「近例に依り之を為す」よう伺いを立てて肅宗の裁可を得ており、冬至に昌徳宮では承政院・玉堂（弘文館）のほか二品以上の高官、そして六曹と両司の長官が肅宗と新妃張氏に問安（ご機嫌伺い）しているが、名節を盛大に祝つた形跡はない。⁽²²⁾肅宗一五年の暮れに礼曹が来たる正朝の望闕礼の習儀予定日を報告していたのは、新妃を冊封する清使の出来を想定していたからであろう。その翌日、「罰銀の辱」をめぐる三議政引見の場で権大運が「勅使

の先声已に到り、渡江は想うに遠からざるに在り」と進言すると、肅宗は第三皇后の冊諡を通達した清使を見送る伴送使李之翼に対して、漢城に戻ることもなく遠接使としてひきつづき後統の清使を接待するよう指示している。¹⁰¹ 一二月下旬には三議政以下の官員がみな不在のまま、正朝に向けて望闕礼の習儀が執り行われた。¹⁰² しかし、年明けの肅宗一六年正朝に望闕礼が挙行されることはなく、肅宗は亡き仁祖継妃の魂殿（国喪三年間、位牌を奉安する殿閣）である孝思殿の朔祭に親臨し、三議政以下、議政府の官員も倍祭している。¹⁰³ そもそも、慶事の望闕礼と凶事の魂殿祭は両立しえない。

この年肅宗一六年には聖節のみならず、冬至の望闕礼に向けて習儀を実施したとの記録は官撰史料にみいだせない。とりわけ、冬至には仁政殿にて肅宗と新妃張氏のために権停礼により陳賀礼が催され、昌慶宮の時敏堂（のち正祖四年（一七八〇）に焼失）では四歳になった王世子のために宗親以下、文武百官がやはり権停礼によって名節を祝った。¹⁰⁴ この日、司諫院正言閔震炯は「曉に習儀の班に赴き、冒寒もて往來の際、感冒を添え得たり」として解任を願い出ているから、事前に早朝より行われたのは冬至を祝う陳賀礼の習儀であって、望闕礼の習儀ではあるまい。すでに六月に熙政堂では元子に教命と金寶・竹冊を伝授する冊王世子礼が執り行われ、仁祖継妃の三年喪のため延期されていた禧嬪張氏の冊妃礼も一〇月につつがなく終えていた。¹⁰⁵ あらたな朝鮮王室がはじめて迎える名節であったから、「罰銀」を免除されたとはいえ、礼曹も肅宗も当初より康熙帝のために望闕礼を挙行することは念頭に置いていなかったであろう。

翌年の肅宗一七年正朝には王世子のために「百官賀王世子時敏堂権停例儀」が制定され、新王室の威容も整いつつあった。¹⁰⁶ 同年冬至の陳賀礼は降雨のため、崇政殿では権停礼によって執り行われ、王世子に対

する陳賀礼は適当な場所がなかったことから、二品以上の議政府高官が慶徳宮東門の興元門内にて問安している。¹⁰⁷ 明けて肅宗一八年冬至の場合は中宗（在位一五〇六〜四四年）の忌辰（二月二五日）を避け、二日後に王宮の開門時間を早めて陳賀礼が実施されただけでなく、時敏堂を会場として百官が王世子のために権停礼により冬至を祝った。¹⁰⁸

四 継妃閔氏の復位

肅宗二〇年四月に南人が失脚すると張氏は正一品の禧嬪に降格となり、廢妃閔氏は昌徳宮の景福堂（のち景福殿）に迎えられ、金氏も貴人の爵号を回復された。¹⁰⁹ 六月に仁政殿では肅宗親臨のもと冊妃礼が執り行われて閔氏は正室に復位し、のち肅宗四男の延祜君（のちの英祖）は從二品の淑儀に昇格する。¹¹⁰ 八月には陳奏兼奏請使として錦平尉朴弼成（孝宗庶長女淑寧翁主の夫）以下、弘文館副提学具道一を副使、議政府舍人俞得一を書状官とする一行が北京に派遣された。¹¹¹ 今回の奏請文について肅宗は事前に領議政南九萬と協議した結果、「今輒ち国内の輿情に循い、前に仍りて閔氏を以て妃と為し、張氏は処するに副室を以てす」と確定し、違礼とみなされる「後宮」の語を避けていた。¹¹²

一二月中旬に清使の渡江時期が迫ると、備辺司は遠接使の派遣や新任守令の赴任催促などの対応に追われ、礼曹は沿路の客館に掲げられた「天使」（明使）所製の扁額をすべていったん撤去させ、壁や柱に彫られたものまで削り落とすよう上奏し、肅宗の裁可を得た。¹¹³ 往事の「天使」との文化交流は、「虜使」にとつては不快に映るであろう。陳奏兼奏請使朴弼成一行もつつがなく任務を終えて帰国し、それぞれ加資のうえ奴婢・田地の恩賞を賜っている。¹¹⁴ 一二月二五日に予定されていた正朝の望闕礼の習儀は、これまでどおり議政府にて実施されたに相違な

い。この日は平安道觀察使と遠接使より、清使は二三日に渡江予定との報告が漢城に届いており、肅宗が漢城にて清使とともに正朝を迎える公算は小さい。その後、迎勅翌日に仁政殿で催す陳賀礼と恩赦令の頒布は、肅宗八年壬戌の閔氏冊封の前例にならつて挙行し、迎勅の習儀は正月七日に行うことが決定した。『承政院日記』と『議政府謄録』は肅宗二一年の記録をすべて欠くため、正朝の宮中儀礼がいかに催されたかについては判然としない。ただ、当日の『景宗春宮日記』は「百官賀王世子権停例儀」を収録することから、時敏堂では略式ながら文武百官が王世子に対して正朝を祝ったことであろう。

正月一日に入京した清使の吏部左侍郎兼翰林院学士常寿（常書）一行は仁政殿において勅書と閔氏の誥命を頒賜し、一週間あまりの滞在を終えて一九日に漢城を離れた。すでに正月二日に領議政南九萬は遠接使と平安道觀察使の急報に接し、備辺司は己卯・壬戌年の謄録を参考に清使との事前折衝を提案していた。清使随行の通官が誥命伝受の儀註について、「此の儀註、何ぞ儀註の中に載録せざらんや」「勅使必ず致問の事有れば、入京の前、俺等をして之を知らしめざるべからず」と詰問されたため、朝鮮側の訳官は今回も「必ず操縦の計に出でん」と通官の中間操作を疑っていたからである。そこで清使入京前日には領議政南九萬が弘濟院まで出向き、「誥命を伝うる時、壬戌年の儀註は則ち但だ我が国の前例然らざるのみに非ず、其れ皇命を尊奉するの道に在りても亦た未だ安んぜざる所の意有らん」との朝清問それぞれの事情から清使と深夜まで協議した結果、仁政殿内では清使と肅宗が東西にそれぞれ北向きに並び立ち、王妃の儀礼終了を待つて茶礼を行うという、やや煩雑な手順となった。皇帝の使者である清使が東側に、「蕃王」たる朝鮮国王が西側の位置に就いて賓客とこれを迎える主人の關係を明確にし、北向きの両者は皇帝の命を奉ずるという構図を可視的

に演出したものに相違ない。朝清間の儀礼上の論争を避けた折衷案の採用であったといえよう。とはいえ、当日の誥命の授受自体は直近の禮嬪張氏冊封の前例を基本的に踏襲している。肅宗が仁政殿で清使より誥命を受け取ると内侍に授け、宣政殿外の閣門（仁和門）で女官を介して誥命が閔氏に伝授されたのである。

今回派遣された文人肌の「虜使」は漢城滞在中、朝鮮の詩文と筆法を求めると、一五世紀後半の成宗代に編纂された『東文選』と嶺南（慶尚道）学派の儒者官僚金宗直による詩選集『青丘風雅』のなかから抄出して渡すなど文化交流もあり、これといった朝清間の衝突はなかった。継妃閔氏の復位とともに亡き生父の閔維重も爵号を回復して「文貞」の諡号が贈られ、肅宗は本家に祀られた位牌の前に酒を届けさせた。ただ、戸曹判書李世華は迎接都監の実務的責任者である館伴使の立場から、「一番の大通官、多く周旋もて除弊の事有るを以て、銀布を以て数を優かに別に贈らんことを請う」と上奏して肅宗の裁可を得ている。今回派遣された朝鮮出身の大通官も例に漏れず、周旋を持ちかけて金品を要求していたものと推察される。さらに迎勅儀礼を二日後に控えた承政院の上奏によれば、「兵曹参判金鎮龜・参議金萬吉、皆な故有り、前頭動駕の時、侍衛備わらず、事体未だ安んぜず」という状況にあった。丙子胡乱で祖母を江都で亡くした金萬吉は、今回も光山金氏一族の「私義」により扈從を忌避したものと考えられる。

五 第二継妃金氏の冊封

閔氏の死去から一年後、肅宗二八年一〇月に順安県令金柱臣の次女が一八歳ながら第二継妃（仁元王后金氏）として迎えられ、一月には奏請使臨陽君李桓（宣祖庶九男慶昌君の曾孫）・副使李塾・書状官黄一夏の一行が冬至使を兼ねて北京に派遣された。翌年三月に紫禁城

では五〇歳となった康熙帝が大小臣僚のたび重なる尊号加上の懇請を固辞し、一八日聖節にあわせて天下に恩赦令を頒布した。⁽¹⁸⁾ むしろ、康熙帝の「天下」には「藩屏」の朝鮮も含まれる。遠接使閔鎮厚（国舅閔維重の長男）の急報によれば、当初、清では詔勅使と冊封使を同日に朝鮮へ派遣する予定であったが、詔書の頒布を優先させて四月二〇日にまず詔勅使を、ついで二九日に冊封使を出発させることになったという。⁽¹⁹⁾ ちなみにこの年肅宗二九年は、聖節に向けて二日前の三月一六日に望闕礼の習儀が予定されていたところ、一六日当日になると司諫院の大半の官員は都合により進参できず、前例にならつて諫官不在のまま習儀が執り行われた。⁽²⁰⁾ もっとも、聖節に肅宗が仁政殿に出御し、百官を率いて望闕礼を主催したとは考えられない。聖節当日は、奏請使の帰国を気をもみながら待つ肅宗が義州府尹に命じて鳳凰城に問いあわせたところ、はじめて奏請使より「海賊、浙江・常州を陥れ、東南擾乱す」との密報が入ったため、肅宗は大臣に海防の強化を指示している。⁽²¹⁾ しかし、奏請使のこの報告は肅宗が期待していた吉報ではあるまい。

こうして五月末に天下太平をもつて恩赦令を頒布する清使を漢城に迎え入れ、六月九日に慕華館にて催された饗宴では清使の従者に振る舞われた酒饌を朝鮮人が奪い取ったとして一時騒然としたが、関係者の処分を命じて清使を送り出した。⁽²²⁾ そのわずか二日後の六月一日、清使の翰林院掌院学士揆叙（内大臣明珠の子息）一行が入京し、仁政殿では勅書と金氏の誥命ならびに「胡皇」（康熙帝）の親筆「藩封世守、柔遠恪恭」の八字が頒賜された。⁽²³⁾ かつて康熙帝が顕宗の訃報に接し、「朝鮮国王、恪みて藩封を守り、忠慎夙に著る」と安んじていたことが想起されよう。注目すべきは、肅宗二一年に閔氏改封の際に取り決められた「乙亥儀註」がこのときの金氏の誥命授受にあたって事前にも事前に弘濟院で清使と協議のうえ、遵用されたことである。既述のとおり、肅

宗八年の王妃冊封儀礼では清使が内侍と女官を介して閔氏に誥命を授け、肅宗は王妃の誥命授受に関与できなかった。清使入京の前日、弘濟院では右議政申琬が「若し此の例を用い、誥命既に伝うるの後ち、我が国より内間に伝うるは、便ち是れ我が国の事、勅使還り、受けて之を伝うるは、之を授るに礼法及び事体、皆な可かざる所なり」と、清使が肅宗を介することなく王妃に誥命を授けることに反対すると、清使は「此れ則ち果たして是なり、當に一に乙亥儀註に依り施行すべし」と快諾した。⁽²⁴⁾ 清使による王妃冊封は「我が国の事」ではなく、清使帰国後にあらためて朝鮮国王が王妃に誥命を授けるのも非礼であるという、いささか婉曲的な論理である。その結果、宗親と文武百官が参列した仁政殿ではまず清使が勅書・誥命・下賜品を肅宗に順次授け、その後は皇帝の命を奉ずる清使と肅宗が「賓東主西」の古制にならつて北向きに並び立ち、便殿での王妃の儀礼終了を待つことになった。⁽²⁵⁾ やや煩瑣な行礼手順となったことは否めないものの、かつて清使が要求した「蒙古冊妃時儀註」にしたがうわけにもいくまい。

清使揆叙は漢城へ向かう旅の途中、作詩して債使（遠接使）に披露し、入京後も宰相に詩を求めたという。⁽²⁶⁾ また、南別宮にて設けられた肅宗主催の宴席の翌日、清使は函に収められた『淵鑑齋法帖』一〇帖を進呈し、その後も翰林院に相当する弘文館の知製教と詩を唱和して楽しんだ。⁽²⁷⁾ 七年前と同様、漢城では文人肌の清使となごやかな交流があったかにみえる。恒例により清使は三田渡碑閣へと遊覧し、朝鮮政府が彼らに鳥銃を贈答したことはいうまでもなからう。⁽²⁸⁾

ところが、四月に帰国した奏請使臨陽君李桓は「意の外逆境に遭い、多く賂物を費やすも、幸い事を竣うを得、惶恐に勝えず」と恐縮しつつ報告していた。奏請使李桓一行は会同館滞在中、「礼部序班王哥、礼部議奏の草本二稿を持ち示す。一は則ち辛酉（＝肅宗八年、閔氏冊封）

の例を援き、一は則ち己巳（Ⅱ肅宗一五年、張氏冊封）・甲戌（Ⅱ肅宗二〇年、閔氏復位）の例を援き、且つ何年の例に従わんと欲するやを問う。臣等、辛酉の例に抛らんことを願ひ、仍りて許すに五十金を賂うことを以てせり」との憂き目に遭つていた。そればかりか、数日後に大通官金四傑は上奏文の草本を懐より出すと、主席通訳官を介して「議奏の辞意、殊に無謂を極む。豈に使臣に問わずして、直ちに此れを以て議奏すべけんや」「清の堂上三人の意、此くの如し。既に己に稿を定むれば、勢い力を容れ難し」と恐喝し、「礼部堂（上）・郎（中）、賂いを用うる処多し、三千金に非ざれば、則ち諧い難し」と礼部への賂賂を要求してきた。そこで熟慮のすえに、銀二千八百兩を渡すと約束したという。翌日、金四傑が奔走して礼部堂上に懇請した結果、ようやく許可されたと伝えてくる。しかし、もうひとりの序班陸哥からの情報によれば、金四傑が礼部の完成原稿に反駁したといい、「是れ四傑、清の堂中に異議有るを聞き、此れに乗じて懲慥し、中より騙食の計を售わんと欲せに似たり」と、奏請使李桓らは金四傑に対する不信感をあらわにした。

大通官による中間操作と賂賂の要求は漢城のみならず、北京においても日常茶飯事であったといわざるをえない。この失態により三使はみな官爵剥奪、主席通訳官の鄭忠源は咸鏡道甲山に遠流処分となる。彼らは六月の清使入京とともに特別にみな叙用され、その功勞を称えて例により加資のうえ奴婢・田地の恩賞を賜り、堂上訳官韓錫祚以下の随行員もみな報奨された。冊封使が漢城滞在中の六月中旬に具体的な報奨内容が決定すると、臨陽君李桓は「辱命の大罪」をつぐなうべく恩賞の辞退を再三上疏したが、肅宗は許可しなかった。

むすびにかえて

最後に肅宗の対明觀を、第二継妃金氏の冊封使を見送った際の行動にみることで、今後の展望を述べておきたい。

冊封使が漢城を離れる前日、肅宗は「閔武安王（Ⅱ閔羽）の精忠大義、昭かなること日星の如し。皇明太祖皇帝、肇めて寿亭侯の廟を創り、天下の都邑、祠を立てざるは莫し。崇奉の意、概ね想うべし」と前置きしたうえで、かつて来援明軍が崇礼門（俗称、南大門）外に創設した南閔王廟に親臨する意向を礼曹に伝え、また宣祖（在位一五六七〜一六〇八年）親筆「再造藩邦」の扁額を掲げる宣武祠には官僚を派遣して祭祀を執り行うよう指示した。壬辰倭乱（文祿・慶長の役。一五九二〜九八年）の際に朝鮮に援軍を派遣した神宗萬曆帝（在位一五七二〜一六二〇年）の「再造の恩」に報いるためである。弘文館校理李觀命と李晩成は、武神を祀る閔王廟祭祀は朝鮮の祀典に規定がないため、慎重に行動するよう諫めたが、肅宗が翻意することはなかった。

実際に肅宗は城外の慕華館にて冊封使を見送ったのち、都承旨兪集一の制止を押し切つて南閔王廟に行幸して親しく拝礼すると、「武安の精忠大節、萬古に昭昭たるは、予の嘗て深く慕う所なり。而して送勅の後ち、歴しく遺廟に入り、塑像を瞻ぎ揖すれば曠感尤も深く、人をして怒髮冠を突かしむ」と生氣あふれる軍神閔羽の塑像に感嘆し、東閔王廟にも祭祀の挙行を命じた。兪集一は肅宗の尊周の一念を称えながら、「然れども此れ亦た文具に近からん。惟だ益ます修攘の策に勉めんことを願うなり」と、まずは内政を整えて外敵を討つよう進言している。肅宗が「胡皇」の使節を見送ったその足で明の恩義に報いたことは、いささか忸怩たる思いもあつたであろう。

それから七カ月後の肅宗三〇年三月一九日、明最後の皇帝毅宗崇禎

帝(在位一六二七～四四年)の六〇年目の命日に肅宗は王宮昌德宮の後苑(王室庭園)に祭壇を築き、崇禎帝を祀った。翌年に大報壇と命名されたこの祭壇で肅宗は萬曆帝を祀り、以後、このあらたな宮中儀礼が定着する^⑧。武力による対清強攻策(北伐論)が潰えたいま、朝鮮は清に対して「忠実な朝貢国家」を演じつつ、「尊明排清」を標榜していくことになる。肅宗代における望闕礼の実施状況と朝清関係、大報壇創設後の望闕礼、そして王世子の代理聴政と清使接待儀礼については別稿を準備したい。

【附記】本稿はJSPS科研費(二〇K〇〇九二七)による研究成果の一部である。

註

- (1) 全海宗『東亜文化の比較的研究』(一)潮閣、ソウル、一九七六年八月.. a)「清代韓・中関係の一考察―朝貢制度를 통하여 본 淸의 態度의 變遷에 대하여」(初出は『東洋学(檀国大学校東洋学研究所)』第一輯、ソウル、一九七一年一〇月)。詳細な数量分析は、同『韓中関係史研究』(一)潮閣、ソウル、一九七〇年五月.. b)「清代韓中朝貢關係考」(初出は『震檀學報』第二九・三〇号、ソウル、一九六六年二月)七七～一〇〇頁、参照。
- (2) 洪性鳩「청실서의 성립과 조청관계의 안정화 1644~1700」(東北亜歴史財団北方史研究所編『조선시대 한중관계사』東北亜歴史財団、ソウル、二〇一八年二月)一八二～一八六・一九九～二〇二頁。
- (3) 崔韶子「淸과 朝鮮―근세 동아시아의 상호인식」(慧眼、ソウル、二〇〇五年七月)「제1부」康熙시기(1662~1722):淸・朝관계의 확립」(初出は『淸史研究』第五輯、ソウル、一九九六年二月)四九～五〇頁。
- (4) 東北亜歴史財団韓国外交史編纂委員会編『한국의 대외관계와 외교사―조선편』(東北亜歴史財団、ソウル、二〇一八年二月)「제10장 병자호란 이후 조선의 대청 외교, 1637~1700」(執筆は禹景燮)四三九頁。
- (5) 『国朝五礼儀』卷三、嘉礼、正至及聖節望闕行礼儀および皇太子千秋節望闕行礼儀条。『経国大典』卷三、礼典、朝儀条。
 - (6) 檀上寛「明代海禁と朝貢システムと華夷秩序」(京都大学学術出版会、二〇一三年二月)「第一章 明初の海禁と朝貢―明朝専制支配の理解に寄せて」(初出は森正夫等編『明清時代史の基本問題(中国史学の基本問題4)』汲古書院、一九九七年一〇月)七二～七三頁。岩井茂樹「朝貢・海禁・互市―近世東アジアの貿易と秩序」(名古屋大学出版会、二〇二〇年二月)「第一章 明の朝貢拡大策と礼制の覇権主義」(初出は『東洋文化』第八五号、二〇〇五年三月)五〇～五一頁。
 - (7) 桑野栄治「高麗末期の儀礼と国際環境―対明遥拝儀礼の創出」(久留米大学文学部紀要『国際文化学科編』第二二号、二〇〇四年三月)。同「朝鮮初期の対明遥拝儀礼―その概念の成立過程を中心に」(久留米大学比較文化年報)第一〇輯、二〇〇一年三月)。同「朝鮮世祖代の儀礼と王権―対明遥拝儀礼と圓丘壇祭祀を中心に」(久留米大学文学部紀要)第一九号、二〇〇二年三月)。同「朝鮮成宗代の儀礼と外交」『経国大典』成立期の対明遥拝儀礼」(同)第二〇号、二〇〇三年三月)。これら四本の論考は増補・修正のうえ桑野栄治「高麗末期から李朝初期における対明外交儀礼の基礎的研究」(二〇〇一～二〇〇三年度科学研究費補助基金盤研究(C)) (2) 研究成果報告書、二〇〇四年二月)に収録した。その後の動向については桑野栄治「正朝・冬至の宮中儀礼を通してみた一五世紀朝鮮の儒教と国家―朝鮮燕山君代の対明遥拝儀礼を中心に」(『朝鮮史研究会論文集』第三四集、二〇〇五年一〇月)、同「朝鮮中宗代における対明遥拝儀礼―一六世紀前半の朝鮮と明・日本」(久留米大学文学部紀要)第二四号、二〇〇七年三月)、同「朝鮮明宗代の対明遥拝儀礼―威臣政治と王権」(同)第二八号、二〇一一年三月)、同「東アジア世界と文祿・慶長の役―朝鮮・琉球・日本における対明外交儀礼の観点から」(日韓歴史共同研究委員会編『第2期日韓歴史共同研究報告書』(第2分科会篇)同委員会、二〇一〇年三月)、同「朝鮮光海君代の儀礼と王権―対明遥拝儀礼を中心に」(久留米大学文学部紀要)第二九号、二〇一二年三月)を参照された。
 - (8) 桑野栄治「朝鮮仁祖代における対明遥拝儀礼の変容―明清交替期の朝鮮」(『お茶の水女子大学比較日本学教育研究センター研究年報』第二二号、二〇一六年三月)。同「朝鮮孝宗代の望闕礼にみる朝清関係」(須川英徳編『韓国・朝鮮史への新たな視座―歴史・社会・言説』勉誠出版、二〇一七年五月)。同

- 「朝鮮肅宗代の朝清関係と望闕礼」(『久留米大学文学部紀要』第三十六号、二〇一九年九月)。その後の肅宗代における動向については別稿を準備中である。
- (9) 全海宗、前掲書 b 「韓中朝貢関係概観―韓中関係史の鳥瞰을 위하여」(初出は『東洋史学研究』第一輯、ソウル、一九六六年一〇月) 五三頁。
- (10) 李花子 『한중국경사 연구』(慧眼、ソウル、二〇一一年一月) 「제5장 한중관계사론」三二五頁。
- (11) 夫馬進 『朝鮮燕行使と朝鮮通信使』(名古屋大学出版会、二〇一五年二月) 「第一部第二章 明清中国の対朝鮮外交における「礼」と「問罪」」(初出は夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』京都大学学術出版会、二〇〇七年三月) 七一〜七二頁。
- (12) 金暎録 『조선시대 대중국 외교문서의 접수·보존체계』(『韓国史研究』一三七、ソウル、二〇〇七年三月) 一六九〜一七〇頁。
- (13) 張存武 『清代中韓關係論文集』(台湾商務印書館、台北、一九八七年一月) 「三 朝鮮對清外交機密費之研究」一一七頁。
- (14) 『国朝五礼儀』卷三、嘉礼所収の納妃儀・冊妃儀については伴瀨明美編『東アジア諸王室における「后位」比較史研究に関する国際的研究基盤の形成』(二〇一五〜二〇一七年度科学研究費補助基金基盤研究(C) 研究成果報告書、東京大学史料編纂所、二〇一七年五月) 一九七〜二四〇頁に詳細な註釈を収録する。
- (15) 이미선 『肅宗과 仁顯王후의 嘉礼考察―藏書閣所藏『嘉礼都監儀軌』를 중심으로』(『藏書閣』一四、城南、二〇〇五年二月)。同 『嘉礼都監儀軌』를 통해 본 조선 왕실의 婚禮 문화』(『韓國系譜研究』二、ソウル、二〇一一年二月)。このほか、沈載祐・任敏赫・李舜九・韓亨周・朴用萬・李旺茂・申明鎬 『조선의 왕비로 살아가기 (조선 왕실의 의상2)』(돌베개、ソウル、二〇一二年九月)、申炳周・朴礼慶・宋芝媛・李恩珠 『왕실의 혼례식 풍경 (조선 왕실의 행사2)』(돌베개、ソウル、二〇一三年一月)、申明鎬 『조선 왕실의 책봉의례 (조선 왕실의 의례와 문화1)』(世昌出版社、ソウル、二〇一六年一〇月) 「제3장 조선시대 왕실 봉작제와 책봉의례」なども近年進展する儀軌研究を反映した王室婚禮の体系的成果である。
- (16) 申明鎬 『朝鮮王妃와 明皇后의 冊封儀禮 비교연구』(『동북아 문화연구』第三輯、ソウル、二〇一二年二月)。
- (17) 이미선 『극중대 왕실 여성들의 정치적 행보와 역할』(『朝鮮時代史學報』九三、水原、二〇二〇年六月)。
- (18) 張炳仁 『조선 왕실의 혼례 (조선왕실문물화총서7)』(民俗苑、ソウル、二〇一七年六月) 「제5장 왕실혼례의 실제」二二九頁。
- (19) 韓永愚 『조선왕조의례―국가의례와 그 기록』(一志社、ソウル、二〇〇五年七月。邦訳は岩方久彦訳『朝鮮王朝儀軌―儒教的国家儀禮の記録』明石書店、二〇一四年四月) 「6 인조대『의례』편찬」一〇八〜一一二頁。
- (20) 英祖二〇年の火災により『承政院日記』は仁祖元年から景宗元年(一七二二)まで九九年間分の記録が焼失したため、『備辺司謄録』など各官庁の謄録類のほか私家所蔵の史草・日記類を収集して編纂された。中村栄孝『日鮮関係史の研究(下)』(吉川弘文館、一九六九年二月) 「別編四 朝鮮英祖の『承政院日記』改修事業」(初出は小田先生頌寿記念会編『朝鮮論集』大阪屋號書店、京城、一九三四年一月)。鄭萬祚 『承政院日記』의 作成과 史料的 價値』(『충정원일기의 사료적 가치와 정보화방안 연구』(한국사론37) 国史編纂委員会、果川、二〇〇三年一月) 三五〜三六頁。
- (21) 肅宗代の『議政府謄録』(保景文化社、ソウル、一九八九年四月) は肅宗三年〜同一三年、肅宗一八年〜同二年、肅宗二五年〜同二八年、そして肅宗四一年以降の記録を欠く。また、『備辺司謄録』(国史編纂委員会、ソウル、一九八二年一〇月) の場合は肅宗六年〜同七年、肅宗二二年〜同二四年、肅宗二七年・同三五年の記録を欠く。
- (22) テキストはソウル大学校奎章閣蔵本を底本として電算入力した『勅使謄録1 (各司謄録90)』 『勅使謄録11・朝賀謄録1 (各司謄録91)』(国史編纂委員会、果川、一九九七年一二月・九八年一二月) を利用した。
- (23) ソウル大奎章閣韓國国学研究院東宮日記註査チーム編『影印肅宗講学庁日記・肅宗春坊日記』(民俗苑、ソウル、二〇〇八年一〇月、所収)。同編『影印景宗輔養庁日記・景宗春宮日記』(民俗苑、ソウル、二〇一七年二月、所収)。
- (24) 『顯宗実録』卷二二、一五年八月己酉(二八日) 条。『顯宗改修実録』卷二八、一五年八月己酉(二八日) 条。『肅宗実録』卷一、即位年八月己酉(一八日) 条。『濔源系譜紀略』濔源世系、顯宗。
- (25) 『王世子即位於仁政門、尊王妃為王大妃、以嬪金氏為王妃、頒教、大赦、其教文曰、(後略)』(『肅宗実録』卷一、即位年八月甲寅(二三日) 条) 『肅宗春坊日記』甲寅八月二三日甲寅条。『濔源系譜紀略』濔源世系、肅宗・肅宗

妃。

- (26) 『顕宗実録』卷一八、一二年二月己酉(二六日)条。『顕宗改修実録』卷二三、一一年二月己酉(二六日)条。於義洞別宮については肅宗二年の御製「宮闕志」(東京大学総合図書館阿川文庫架蔵。請求番号はJ三〇・五九七)に「於義洞宮、在東部柳村、旧宣城尉南致元之第、仁祖壬申(仁祖一〇年、一六三二)夏命改修、後以孝宗潜邸、旧宮称本宮、今上癸酉(肅宗一九年)、改以爲龍興旧宮」とあるように、本来は慶順翁主(成宗庶四女)の夫である南致元に下賜された邸宅であった。のち憲宗(在位一八三四〜四九年)代前半に修正補完了した『宮闕志』(ソウル特別市史編纂委員会、ソウル、二〇〇〇年八月影印)卷五、都城志には「於義宮、俗称上於義宮、在中部慶幸坊、仁朝潜邸」とあり、これにつづけて「龍興宮、俗称下於義宮、在東部崇教坊、孝宗潜邸」と簡潔に記す。哲宗二年(一八六一)に金正浩が作成した『大東輿地図』(京城帝国大学法文学部、一九三六年三月。草風館、一九九四年九月復刻)第一葉9面、京兆五部には太廟(宗廟)の東に「本宮」「壺洞」とみえ、「本宮」が於義洞別宮(龍興宮)、「壺洞」は宮中の婦女の居室に由来する洞名であろう。
- (27) 『顕宗実録』卷一九、一二年三月己未(八日)条。『顕宗改修実録』卷二三、一二年三月己未(八日)条。『肅宗春坊日記』辛亥三月初八日己未条。『国朝五礼儀』卷四、嘉礼、王世子納嬪儀。
- (28) 『顕宗実録』卷一九、一二年三月庚申(九日)・壬戌(二一日)条。『顕宗改修実録』卷二三、一二年三月庚申(九日)・(二一日)条。『承政院日記』第二二三冊、顕宗一二年三月初九日庚申条。『肅宗春坊日記』辛亥三月初九日庚申・二一日壬戌条。『国朝五礼儀』卷四、嘉礼、王世子納嬪儀。
- (29) 「上具遠遊冠・絳紗袍、御崇政殿、冊金氏爲王世子嬪、教命文曰、(中略)茲遣正使沈益頭・副使金寿恒、持節備礼、冊爾爲王世子嬪、(中略)辞大提学金寿恒製進、開城留守李正英書写」一竹冊文曰、(中略)茲遣正使沈益頭・副使金寿恒、持節備礼、冊爾爲王世子嬪、宜其室家、父母之志順矣、(中略)芸文提学姜栢年製進、趙威明書写」(いずれも『顕宗実録』卷一九、一二年三月癸酉(二二日)条)、『顕宗改修実録』卷二三、一二年三月癸酉(二二日)条。『璿源系譜紀略』璿源世系、肅宗妃。
- (30) 『顕宗実録』卷一九、一二年四月甲申(三日)条。『肅宗春坊日記』辛亥四月初三日条。世宗一六年(一四三四)に導入された親迎礼(六礼で構成さ

れる婚礼手続きのひとつ)については、金文植「조선 왕실의 親迎礼 연구」

(権五采・任敏赫・金文植・姜制勲・宋惠真・李民周「조선 왕실의 嘉礼01」韓国学中央研究院、城南、二〇〇八年二月)一一〇〜一二頁、参照。

- (31) 『顕宗実録』卷一九、一二年四月乙酉(四日)条。『顕宗改修実録』卷二四、一二年四月乙酉(四日)条。『承政院日記』第二二三冊、顕宗一二年四月初四日乙酉・初五日丙戌条。『肅宗春坊日記』辛亥四月初四日乙酉・初五日丙戌条。

(32) 『肅宗実録』卷一、即位年八月乙卯(二四日)・己未(二八日)条。『承政院日記』第二四一冊、肅宗即位年八月二四日乙卯条。

(33) 「請大行大王諡於清国、以昭猷(明德有功曰昭、聡明睿智曰猷)・敬憲(夙夜儆戒曰敬、行善可紀曰憲)・猷肅(猷上同、正己撰下曰肅)三望、備擬以送、許積・金寿恒等所定也」(『肅宗実録』卷一、即位年一〇月癸巳(三日)条)。ただし、『同文彙考』原編卷五、哀礼一、甲寅、告顯宗大王昇遐奏(互陳奏、使沈益頭)・請諡表にこの三候補は記されていない。なお、朝鮮国王に対する賜諡については李迎春「通文館志」의 편찬과 조선 후기 韓中關係의 성쇠」(『歴史と実学』三三輯、ソウル、二〇〇七年九月)一四五頁のほか、李賢珍「명・청의 賜祭・賜諡에 대한 조선의 대응」(『朝鮮時代史学報』六三三、ソウル、二〇一二年二月)一五二〜一五三頁の表2「명・청 교제기 이후 청왕제의 賜諡、조선의 告訃請諡請承襲使 및 淸使」に整理されている。

(34) 『広州李氏家承政院史草II』(ソウル歴史博物館、ソウル、二〇〇六年二月)通番61(日記)に「領左相以大行大王諡号三望封入、口伝啓曰、今此請諡、使臣之往也、以此三望、當爲付送、而彼中所定、不必每以自我所請爲從、己丑年則以我國備望揅定、己亥年則自彼中別爲定諡矣、前例則或用或不用如此、而臣等之意、自欲其從我國所請而爲之、以此单子封入啓下後、當以此付諸使臣之行矣、答曰、知道、单子啓下、諡号三望、昭猷(明德有功曰昭、聡明睿智曰猷)・敬憲(夙夜儆戒曰敬、行善可紀曰憲)・猷肅(猷上同、正己撰下曰肅)」とある。『承政院日記』には採録されていないが、肅宗即位年一〇月癸巳(三日)の記録であろう。桑野栄治、前掲「朝鮮顯宗代の朝清関係と望闕礼」二七頁。

(35) 「上御廬次、引見領議政鄭太和・左議政沈之源・遠接使洪命夏・礼曹判書尹絳等、上出示左參贊宋時烈節曰、節意何如、絳曰、告訃使狀啓中、有肅憲二字、費力周旋之語、時烈陳節、蓋以此也、上曰、其意以爲、列聖皆用十字

之諡、而仁祖諡号、則只用八字、似為埋没、今此彼中所定之諡、固不可用、而欲自我国加上二字、為十字諡矣、太和曰、臣意與此異矣、仁祖尊諡、既用八字、独於大行大王自本朝加上二字、則非但事極苟且、無乃有未安者乎、沈之源曰、臣意亦然矣、太和曰、先王盛德洪烈、豈以二字之加不加、而有所增損乎、當依仁祖廟為之、上曰然、(『顯宗改修実録』卷二、即位年一〇月癸巳〔六日〕条)、『承政院日記』第一五八冊、顯宗即位年一〇月初六日癸巳条、『宗廟儀軌』(ソウル大 schools 奎章閣、ソウル、一九九七年二月)第二、上諭条。宋時烈が奉った笥子を発端とするこの日の密議については李賢珍「조선시대 종묘의 神主位版題式の 변화―明清의 교체를 기점으로」(『震檀学報』第一〇号、ソウル、二〇〇六年六月)二四四〜二四五頁に指摘されている。

(36) 『通文館志』卷四、事大下、勅使行、大通官条には「擅に威福を作す」鄭命寿とならんでその名が記され、「命寿敗るるに及びて李一善も又た提督(主客司主事の汎称)を兼ね、礼部の咨会もて礼単は副使の半ばを以てし、跟役(に従者)二名を帯ぶるを准す」とある。なお、『通文館志』のテキストは、高宗二五年(一八八八)の最終重刊本を底本とした朝鮮史編修会編『通文館志(朝鮮史料叢刊第二)』(朝鮮総督府、京城、一九二四年二月)を利用した。

(37) 「(前略)上御廬次、告訃使引見、告訃使右議政鄭維城・左承旨姜栢年・記事官權斗枢・宋昌入侍、(中略)維城曰、李一善自言為提督云、而初不信之、及見礼部官案、則果為提督、一路接待之事、不可以大通官為之矣、此人為之惡尤甚、凡事欲為通言、則皆欲受賂、今番若持去一千兩銀子、則豈特盡用也、雖用四五千兩、亦且不足矣、諡号事、欲使通官伝言于礼部、以為不可犯於我国先朝徽号、何不如己丑年、而來問使臣而為之也、彼以為若以自求之字為之、則自為可也、何必來請云、勢將無可奈何矣、有通官尹堅者、自言與議諡官相切云、多給賂物、初以肅憲為定矣、及臣等還來之時、尹堅還給賂物曰、議諡漢官以兩字有礙於本國諡号、故不得為之、不可空受賂物、終不受去、臣意者、漢官既知尹堅之受賂、慮臣等以渠為受賂、陽若改定諡号、而使尹堅不得受賂也、乃罷出(以上燼餘)」(『承政院日記』第一五八冊、顯宗即位年一〇月二〇日丁未条)。

(38) 「(前略)朝鮮国事李焯、遣陪臣沈益顯等、告其父王李柁喪、並貢方物、得旨、朝鮮国王恪守藩封、忠慎夙著、覽奏、遽爾薨逝、朕心深為軫惻、應得恩卹、著察例議奏、伊所進礼物、俱著使臣帶回、以示朕軫念之意」(『清聖祖実録』

卷五一、康熙一三年一二月庚寅朔条)。

(39) もっとも、清の諡議官も一九世紀中葉になると「肅」字に拘泥していない。のち憲宗の死去にともない、朝鮮政府が「孝憲」「睿文」「莊肅」の三候補を選定して告訃請諡兼承襲奏請使を派遣すると、宣宗道光帝(在位一八二〇〜五〇年)より諡号「莊肅」を賜り、奏請使は「封典順成す」と急報した。

『承政院日記』第二四八冊、哲宗即位年七月二日丁未条、『哲宗実録』卷一、即位年一二月己亥〔六日〕条、『同文彙考』原編統、哀礼一、己酉、告憲宗大王昇遐奏(互陳奏、製金学性、使朴晦寿)・礼部知会賜諡咨(互封典)、『通文館志』卷一一、紀年統編、憲宗大王一五年己酉条。

(40) 「遣内大臣曹西特・侍衛桑厄・恩克、諭祭朝鮮国王李柁、諡曰莊恪、仍封王嗣子李焯為朝鮮国王、妻金氏為国王妃、制曰(後略)」(『清聖祖実録』卷五二、康熙一四年正月乙亥〔一六日〕条)、『同文彙考』原編卷五、哀礼一、甲寅、賜諡文。『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王元年乙卯条。

(41) 「前秋使臣沈益顯・閔善重・書状官宋昌等、至是還自清国、上引見、許積亦入侍、益顯曰、彼中事、大異於前、臣等齋去諡号三望、皆不得周旋得請、不勝惶恐、積曰、己亥年亦不能周旋、此非使臣之過、(後略)」(『肅宗実録』卷二、元年正月乙酉〔二六日〕条)。

(42) 「辰時、上御夜对庁、告訃事沈益顯・副使閔善重・書状官宋昌引見時、領議政許積・左承旨鄭維岳・仮注書崔援・記事官李后沈・南益熏入侍、沈益顯曰、請諡事、臣不敢不盡心、而事勢與己丑年有異、謀於閔夫処、而終不能如所望矣、許積曰、所謂閔夫者彼人所定、為我国使臣主完買等事者也、益顯曰、當初渠謂當盡力周旋、必與我國所與云、故臣等不勝多幸之至、而終謂此事節節有礙、猝難周旋、當臣還時只隔一日、謂以因渠多事、尚此未過、多持賂物、姑待來日云云、以周旋、疑是渠之虚言、而抑或為難而然也、任重事出使、終不得成(「一字缺」)来、不勝惶恐。積曰、己丑年、則鄭命守方在、故其事已成、而已亥年、則與今時相同、其時使臣之去、已知不利、蓋與術訖有相詰(「數字缺」)然也。益顯曰、謀之於李一先、則称以此事非吾所知、金大憲(「數字缺」)為良善者於渠処、欲為囑之、則称以若如前日、則數事重、汝国當多有礼、而今不持来、術訖輩無乃(「數字缺」)一先亦曰、汝輩應於閔夫処陰囑之云、而国卿當初、則欲(「數字缺」)旋終、則有所云云、亦不肯許、故事終不成矣、(中略)遂罷出(燼餘)」(『承政院日記』第二四四冊、肅宗元年正月二六日乙酉条)。

- (43) 平安道殷山の官奴出身で順治一〇年(孝宗四年)四月に失脚した鄭命寿(鄭命守)については田中克己「通訳グルマフン」(石濱先生古稀記念会編『東洋学論叢』同記念会、一九五八年一月)、藤本幸夫「清朝鮮通事小攷」(高田時雄編『中国語史の資料と方法』京都大学人文科学研究所、一九九四年三月)二七五―二七八頁のほか、김선민「朝鮮通事 글마흔, 清訳 鄭命寿」(『明清史研究』第四一輯、光州、二〇一四年四月)に詳しい。
- (44) 藤本幸夫、前掲「清朝鮮通事小攷」二八六頁によれば、金大憲もまたその姓名から朝鮮人であろうと推測する。
- (45) 「大通官等来見、訳官伝言郎中之言曰、奏請承襲時例有礼单、如琉球・安南小国亦皆為之、以朝鮮之大何独無此耶、即以我国己丑・己亥兩年俱無是例、今難創開答之、大通官金大憲密言於訳官等曰、請封奏文中有聘定之語、礼部以此謂議定、而未及成婚王妃册封、今番似難得請云、顯有徵索之意、臣等遂相議、欲呈文礼部瞻見、礼部題本、則王妃册封果有後議封之語、不勝驚悶、擬呈文弁积期於得請、而通官輩一向沮遏、適有辞宴呈文之舉、欲乘此時並呈、與正・副使偕往礼部、先呈辞宴呈文、繼呈册封呈文、後数日通官猝来、促正・副使進礼部、則侍郎以下出立序中、使通官伝言曰、王妃册封以使臣呈文轉奏、則皇帝許並封云、康熙十三年正月初十日」(『同文彙考』補編卷一、使臣別單、甲寅、告訃奏請兼謝恩行書状官宋昌聞見事件)。
- (46) 『同文彙考』原編卷一、封典一、甲寅、請世子嗣位奏〔互陳奏、製金錫胄、使沈益顯〕。
- (47) 『肅宗実録』卷三、元年三月庚申(二日)条。『同文彙考』原編卷一、封典一、甲寅、頒詔命彩幣勅(「一等侍衛桑額等来、乙卯」・冊封詔。同書原編卷五、哀礼一、甲寅、論祭文〔内大臣寿西泰等来・賜諡文。『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王元年乙卯条。なお、清使の職名・姓名については丘凡真「清の朝鮮使行人選斗、大清帝國体制」(『人文論叢』서울大学校人文学研究院)第五九輯、ソウル、二〇〇八年一月)を参照した。
- (48) 「迎勅時、上具吉服、百官皆從吉、上先還宮、清使宣勅於仁政殿、往留南別宮」(『肅宗実録』卷三、元年三月辛酉〔三日〕条)。
- (49) 『淸聖祖実録』卷五二、康熙二四年正月乙亥(一六日)条。
- (50) 李賢珍、前掲「명・청의 賜祭・賜諡에 대한 조선의 대응」一五〇―一五一頁。
- (51) 『肅宗実録』卷一一、七年五月甲寅(二日)・乙丑(一三日)・丙寅(一四日)条。『濬源系譜紀略』濬源世系、肅宗繼妃。韓国精神文化研究院編『肅宗・仁顯王后嘉礼班次次図』(以会文化社、ソウル、二〇〇二年一月)。仁顯王后の家門と肅宗代の政局については이미선、前掲『극종대 왕실실정설의 정치적 함의와 역할』九三―一〇五頁、参照。
- (52) 『肅宗実録』卷一一、七年七月壬戌(二一日)・一〇月辛亥(三〇日)条。『同文彙考』原編卷一、封典一、辛酉、請繼封王妃奏〔互陳奏、製李敏叙、使東原君準・右奏進呈咨。『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王七年辛酉条)。
- (53) 「奏請兼冬至使先來狀啓入来、別單略曰、礼部筆帖式吳應鵬以本部清侍郎額星格之意来言、爾國奏請方物、將欲陳達于皇帝、還為發回、方物一綜許、給于礼部堂上為可云、臣等不許、吳應鵬又言、請封奏本中、有冊立二字、大不合礼、奏本下部之日、堂上決意題參云云、欲以此為恐喝索賂之地、臣等言、甲寅奏請時、亦用冊立二字、無見罪之事、應鵬言、甲寅年爾國文書、時在本部、而無此二字、臣等以無明白指証文書、使訳輩徵示給賂之意、應鵬又以額星格之意来言、非二千金則不可、使訳輩多般懇乞、次次減數、用八百五十金、遂得停止、得見礼部題本、則甲寅王后請封時、曾無礼物、今此方物、還付来使云、四綜方物載運之価、將至三百餘金、以管餉買辦銀、推移充補、(後略)」(『肅宗実録』卷一三上、八年三月庚戌〔二日〕条)。この公用銀支出の事例は張存武、前掲書「三 朝鮮對清外交機密費之研究」一一七頁に言及されている。
- (54) 『同文彙考』原編卷一、封典一、甲寅、請世子嗣位奏〔互陳奏、製金錫胄、使沈益顯〕。
- (55) この様子は韓泰東『燕行日録』(林中編『燕行録全集』二九、東国大学校出版部、ソウル、二〇〇一年一〇月影印、所収)をもとに、夫馬進、前掲書「第一部第二章 明清中国の対朝鮮外交における「礼」と「問罪」七三―七五頁に活写されている。
- (56) 「遣内閣学士阿爾泰、冊封朝鮮国王李焯繼室閔氏為妃」(『淸聖祖実録』卷一〇二、康熙二二年五月丁巳〔二〇日〕条。『肅宗実録』卷一三上、八年七月辛亥(六日)・戊午(一三日)条。『同文彙考』原編卷一、封典一、辛酉、頒詔命彩幣勅〔礼部侍郎阿等来〕。『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王八年壬戌条)。
- (57) 『承政院日記』第二九一冊、肅宗八年七月初八日癸丑・一二日丁巳条。
- (58) 裴祐晟「서울에 온 청의 칙사 馬夫大와 삼전도비」(『서울학연구』第三八

号、ソウル、二〇一〇年二月）二六三～二六五頁。

- (59) 尹裕淑「17세기 朝日問 日本製 武器類의 考역과 묘매」(『史叢』第六七輯、ソウル、二〇〇八年九月) 三〇四頁。金文京「十七世紀日朝武器密輸貿易とその清朝への波及」(『朝鮮史研究会論文集』第五六集、二〇一八年一月) 二二頁。

- (60) 『承政院日記』第二九一冊、肅宗八年七月初八日癸丑条。

- (61) 「一、迎接都監啓曰、即見遠接使狀啓、則渠之所持、只是蒙古冊妃時儀註云、彼国之待蒙古、與我國事体自別、風俗亦自不同、決不可比而同之、我國所執、則自有崇德時己卯曆録、又有大明会典・集札等書、此曆録、相臣已為持去于弘濟院、雖百般爭執、萬無不勝之理、以此狀啓觀之、渠輩亦有自屈之意、巨軍之氣色邁邁、不得接跡云者、不過充其慳慳之致、似無可慮、明日入京與否、待大臣狀啓後、可以詳知、敢啓、伝曰知道」(『勅使曆録』第六、壬戌七月初四日条)。この問題については李花子、前掲書「제5장 한중관계사」三三五頁に簡潔に紹介されている。

- (62) 「一、同日迎勅行礼如儀、而勅使在碧蹄站、言於張札五日、中殿誥命・印寶、當親迎云云、故領相往于弘濟院、言於勅使曰、我國之礼、則自上迎受、伝送内殿、則中殿自内親迎行礼、而本無親迎之礼云云、則勅使不許、故馳進啓達于慕華館大次前、又往弘濟院、決不可從言之、則勅使許之、勅書二度内、一則中殿冊封、一則王世子冊封也、(後略)」(『勅使曆録』第一、己卯六月二十五日条)。また『仁祖実録』卷三八、一七年六月辛亥(二五日)条にも「上迎清使于慕華館、先遣領議政崔鳴吉、使之開論中殿親受之非礼、清使許之」と簡潔に記録する。

- (63) 『承政院日記』第二九一冊、肅宗八年七月初五日庚戌条。『勅使曆録』第六、壬戌七月初六日条。

- (64) 「虜使謂、冊封誥命必當親伝、遠接使争之不得、虜使到弘濟院、領議政金寿恒又争之、虜使以為、若國王受誥命、伝授内官、入送宮中、則殊無親伝帝命之意、俺等到内殿中門外、以誥命・賜物伝授内官、内官伝女官、女官伝内殿為可、三司力争、其不可聽、上以時刻已晚、速令奉行、諸臣遂退出、午時、上幸慕華館迎勅、申時還宮、虜使詣仁政殿、宣勅如儀、詣宣政門外、伝授誥命」(『肅宗実録』卷一三上、八年七月辛亥(六日)条)。

- (65) 「一、王妃受誥命儀、内侍設勅使位於敦礼門外、設置誥命及賜物案於敦礼門外當中北向、仁政殿迎勅行礼後、勅使取誥命盛籠亭、又取賜物置於綵輿

鼓樂前導由仁政門出、至宣政門内、引札引勅使隨之詣敦礼門外、勅使取誥命及賜物、置於門外案上、引札引勅使就位、勅使取誥命以授内侍、内侍跪受以授尚宮、勅使又取賜物以授内侍、内侍跪受以授尚宮於敦礼門内、尚宮伝奉以入、王妃行礼畢、引札引勅使還至仁政殿、茶札如儀(儀註以此撰出、稟于三公後、不為入啓、直為分付各該司、而王妃以行礼樣、内侍自敦礼門内出告先四拜、又告上香、又告受誥命、又告後四拜、又告礼畢後、勅使還至仁政殿)」(『勅使曆録』第六、壬戌七月初六日条)。

- (66) 『同文彙考』補編卷一〇、迎勅儀節、中宮殿受誥命儀。

- (67) 『承政院日記』第二九一冊、肅宗八年七月初六日辛亥条。

- (68) 「正言金萬吉疏曰、伏以臣之祖母、被禍江都、臣家父子兄弟、至痛在心、每當北使之來、不得隨參於班行矣、今臣適忝本職、拳動之時、例當陪從、非如閑漫職任、可以隨便推移者、茲敢不避煩猥、仰于天威、伏乞聖明、察臣崩迫之懇、遞臣職名、俾遂私情、千萬幸甚、臣無任祈懇屏宮之至、謹昧死以聞、答曰、省疏具悉、爾其勿辭察職(爐餘)」(『承政院日記』第二九一冊、肅宗八年七月初五日庚戌条)。

- (69) その後、山林(儒林)勢力のあいだでは君主権優位の公務優先(公義論)か、対明義理論に依拠した私情擁護(私義論)かをめぐって一年あまり論争が展開され、前者を主張した右承旨徐必遠と外戚の金佐明・佑明兄弟を中心とする政治勢力が顕宗の信任を得る一方、後者を主張した右贊成宋時烈の政治的立場は弱化した。この論争については鄭萬祚「朝鮮顕宗朝の公義・私義論争」(『韓國学論叢』第一四輯、ソウル、一九九二年二月)、同「朝鮮顕宗朝の公義・私義論争と王権」(『朝鮮時代史学会編「東洋三国」の王権と官僚制』国学資料院、ソウル、一九九九年三月)、参照。また、顕宗四年の清使入京と金萬均の処遇に関しては桑野栄治、前掲「朝鮮顕宗代の朝清関係と望闕礼」一一～一二頁、参照。

- (70) 「政院啓曰、明日習儀拳動時、両司當為進參、而執義沈寿亮・司諫沈濡・正言俞命・金萬吉、並引避退待、大司諫崔寬・掌令沈極僅在外、大司憲李翊・掌令申懷・持平任元耆・金構、並未肅拜、両司勢將無一人進參、事体殊甚未安、憲府未肅拜人員、並即牌招、使之趁為処置、以為推移進參之地何如、伝曰、允」(『承政院日記』第二九一冊、肅宗八年七月初一日丙午条)。徐宗泰『晩静堂集』(『影印標点韓國文集叢刊』一六三、景仁文化社、ソウル、一九九五年十二月、所収) 卷一六、墓誌、應教沈公墓誌銘によれば、沈濡の三男

沈景賢は金萬吉の從兄金萬增の娘を娶っている。そのため、司諫沈滯はまもなく弘文館副修撰に転じ、司憲府掌令の申懷が金萬吉の上司として司諫に就任した(『肅宗実録』卷二上、八年七月癸丑〔八日〕条)。

(71) 『肅宗実録』卷二〇、一五年正月己卯(二一日)・癸未(二五日)条。『承政院日記』第三三三冊、肅宗一五年正月二一日己卯・一七日乙酉条。

(72) 『肅宗実録』卷二二、一五年五月丁酉(二日)・戊申(一三日)条。『承政院日記』第三三五冊、肅宗一五年五月初二日丁酉条。西人から南人への政權交替(己巳換局)と禧嬪張氏の冊妃については、鄭鍾璉「朝鮮後期社会變動研究」(二潮閣、ソウル、一九八三年一〇月)「第1部III 肅宗朝の甲戌換局斗中人・商人・庶孽の動向」(初出は『韓國史學』五、城南、一九八三年五月)八〇〜八七頁、李銀順「朝鮮後期党争史研究」(二潮閣、ソウル、一九八八年一月)「18세기老論一党專制の成立過程—辛壬士禍와『蘭義昭鑑』의 論理를 중심으로」(初出は『歴史學報』第一一〇輯、ソウル、一九八六年六月)六九〜七一頁、李迎春「朝鮮後期王位繼承研究」(集文堂、ソウル、一九八八年八月)「VI 肅宗代の建儲と換局」二七八〜二八八頁、李熙煥「조선정치사」(慧眼、ソウル、二〇一五年五月)「제4장 숙종대 환국과 당쟁」二二七〜二六四頁のほか、이미선、前掲「숙종대 왕실여성들의 정치적행보와 역할」一〇六〜一三三頁に詳しい。

(73) 『肅宗実録』卷二〇、一五年四月丁亥(二一日)条。閔氏廢妃の最初の意思表明となるこの発言は、政權勢力となった南人の大司憲陸昌明らが「孝廟の罪人」たる宋時烈を論罪した際に「但だ時烈の事のみ然りと為さず、宮闈の間も亦た変怪有り」として述べたものであり、すでに李熙煥、前掲書「제4장 숙종대 환국과 당쟁」二六〇〜二六一頁のほか、이미선、前掲「숙종대 왕실여성들의 정치적행보와 역할」九七〜九八頁にも引用された。

(74) 朴光用「肅宗代 己巳換局에 대한 검토」党論書 기록에 대한 비교 분석을 중심으로(『東洋學』第二九輯、ソウル、一九九九年六月)一一〜一三頁によれば、繼妃閔氏の推薦で後宮となった貴人金氏に比べると、閔氏の直接的な政治的関与は少ないという。なお、肅宗六年の南人から西人への政權交替(庚申換局)については洪順敏「肅宗初期의 政治構造와 換局」(『韓國史論』(서울대학교 國史學科)一一五、ソウル、一九八六年八月)一七八〜一八〇頁、李熙煥、前掲書「제4장 숙종대 환국과 당쟁」二〇五〜二〇九頁、参照。

(75) 「命封張氏為淑媛、初訊官張炫、以國中巨富為楨・楸心腹、庚申之獄、受

刑遠配、張氏即炫之從姪女也、被抄於内人入宮中、頗有容色、庚申仁敬王后昇遐之後、始得承恩、(後略)」(『肅宗実録』卷一七、一二年二月庚申(一日)条)。

(76) 『肅宗実録』卷二〇、一五年四月丁亥(二一日)・戊子(二二日)条。이미선、前掲「숙종대 왕실여성들의 정치적행보와 역할」一〇四〜一〇五頁。

(77) 『肅宗実録』卷二二、一五年二月初己亥・壬寅(四日)および六月戊辰(三日)条。『宋子大全』附録(『韓國文集叢刊』一一五、所収)卷一、年譜、崇禎六年己巳(先生八三歲)正月丁酉(二九日)条、上疏論元子位号事、および六月癸酉(八日)条、辰時受命于所館。宋時烈の賜死については、矢木毅「朝鮮朝刑罰制度の研究」(朋友書店、二〇一九年一〇月)「第三章 朝鮮党争史における官人の処分—賜死とその社会的インパクト」(初出は富谷至編「東アジアの死刑」京都大学学術出版会、二〇〇八年二月)一三三〜一三五頁に簡潔に描かれている。

(78) 『肅宗実録』卷二〇、一五年二月庚戌(二二日)・閏三月戊午(二一日)・乙丑(二八日)条。『宋子大全』卷一八二(『韓國文集叢刊』一一四、所収)、墓誌、文谷公墓誌銘(并序)。実兄の前領議政金寿興も翌年、配所の慶尚道長鬐で死去した(『肅宗実録』卷二二、一六年一〇月己巳〔二二日〕条)。

(79) 『肅宗実録』卷二二、一五年八月甲戌(二一日)条。庚申換局後に顯宗妃明聖王后の命によって張氏が王宮を追われると、「崇善君激の妻申氏、視て奇貨と為し、頻頻其の家に邀致して之を畜養す」というように、張氏はかねてより李杭の両親と親交を深めていた(同書卷一七、一二年一二月庚申〔一〇日〕条)。また張氏が禧嬪となった際に、史官は「時に張氏の寵、日に盛んなりて、杭・希載(＝張氏の実兄)、閔黯・宗道・李義徵等と締結し、閔通謀議すること至らざる所無く、国家の禍い將に朝夕に在らんとし、人皆な惴慄す」と批判する(同書卷二〇、一五年正月癸未〔二五日〕条)。

(80) 『承政院日記』第三三七冊、肅宗一五年八月一日甲戌条。『備辺司曆録』第四三冊、肅宗一五年八月一日条。

(81) 『承政院日記』第三三八冊、肅宗一五年二月初五日丁卯条。『備辺司曆録』第四三冊、肅宗一五年二月初五日条。

(82) 「命招諸大臣入对、(中略)時奏請使杭等馳狀、言其竣事、且曰、清以奏文中後宮二字、謂諸侯不當用、且有玄字、犯其所諱、頗責之、至有贖金之罰、上問大運等曰、將何以答之、大運曰、天子・諸侯之嬪御皆称後宮、不知其為

- 違礼、犯諱固有失、可以此為答、附奏於謝恩之行、上從之、(後略)。(『肅宗實錄』卷二一、一五年二月辛巳(一九日)条)。夫馬進、前掲書「第一部第二章 明清中国の対朝鮮外交における「礼」と「問罪」七〇〜七二頁。金暻緑、前掲「조선시대 대외국외교문서의 접수·보존체계」一六九〜一七〇頁。
- (83) この事件の概要については李洪烈「三道溝事件과 그善後策」施策面에서 본 事件의 時代性」(『白山學報』第五号、ソウル、一九六八年二月)一六九〜一八〇頁のほか、金慧子「朝鮮後期北辺越境問題研究」(『梨大史苑』第一八・一九合輯、ソウル、一九八二年二月)六六〜六八頁、張存武、前掲書「三 朝鮮対清外交機密費の研究」二四頁、崔韶子、前掲書「제1부 1 康熙시기 (1662~1722): 淸・朝관계의 화란」三六〜三七頁、李花子「淸朝与朝鮮關係史研究—以越境交涉为中心」(延辺大学出版社、延吉、二〇〇六年七月)第三章 朝鮮人越境問題的寬容交涉」五五〜六八頁、山本進「大清帝國と朝鮮經濟—開發・貨幣・信用」(九州大学出版会、二〇一四年一月)「第一部第一章 近世鴨綠江流域の開發と国境管理」(初出は「九州大学東洋史論集」第三九号、二〇一一年五月)一六〜二二頁、参照。
- (84) 『同文彙考』原編卷一、封典一、己巳、陳靈殿遜位奏〔文闕、互陳奏、使東平君抗〕・請改封王妃奏〔互陳奏、製閔諱〕。
- (85) そのため肅宗は、礼部より説明を求められた場合には「其れ先王・先妃、道わざる所の教えに仮託するを以て、之に对えよ」と申厚載に指示していた。『肅宗實錄』卷二一、一五年八月甲戌(二一日)条。
- (86) 『肅宗實錄』卷二一、一五年八月辛未(八日)条。『承政院日記』第三三七冊、肅宗一五年八月二日乙亥条。『同文彙考』原編卷一六、陳慰(進香)、己巳、頒皇后崩逝勅(二等侍衛豪尚等来)。『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王一五年己巳条。
- (87) 『肅宗實錄』卷二〇、一五年二月乙卯(二七日)条。『承政院日記』第三三三冊、肅宗一五年二月二日乙卯・二二日己未・二四日壬戌条。『同文彙考』原編卷五、哀礼一、戊辰、諭祭文〔護軍統領穆因来〕。『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王一五年己巳条。
- (88) 『肅宗實錄』卷二一、一五年一月辛卯(二八日)条。『承政院日記』第三三七冊、肅宗一五年一〇月二八日乙卯条。『備辺司曆録』第四三冊、肅宗一五年一〇月二八日条。
- (89) 『肅宗實錄』卷二一、一五年一月戊午(二五日)・己未(二六日)・二二
 月丙寅(四日)条。『承政院日記』第三三八冊、肅宗一五年一月二五日戊午・二六日己未・二月初四日丙寅条。『同文彙考』原編卷一一、進賀五、己巳、頒冊諡皇后詔〔副元帥海等来〕。『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王一五年己巳条。
- (90) 『承政院日記』第三三八冊、肅宗一五年一月二九日辛巳条。後日、金徳遠は拜表の儀の際に避諱に気づかなかつたとして引責辭任を申し入れたが、肅宗は慰留した(『肅宗實錄』卷二二、一六年二月己丑(二七日)条)。
- (91) 夫馬進、前掲書「第一部第二章 明清中国の対朝鮮外交における「礼」と「問罪」六九頁に指摘されたように、肅宗五年に冬至使の表文で康熙帝の諱を用いていた(『同文彙考』原編卷二一、節使四、戊午、冬至表には「文闕」とあり、表文の内容も製述者も未詳)。このとき、「罰銀五千兩」の処分が下るも赦免となり(『承政院日記』第二六九冊、肅宗五年三月二日丁未・四月二日丙戌条)、謝恩使として朗原君李僖・工曹參判吳斗寅を派遣した(『肅宗實錄』卷八、五年七月壬子(二〇日)条)。ただ、「淸聖祖實錄」卷八五、康熙一八年一〇月辛卯(三〇日)条には「朝鮮国王李焯因表文違式免議謝恩、遣陪臣李僖等進貢方物、却之」とあり、方物の受け取りは拒否された。また、『同文彙考』原編卷四一、飭諭、己未、礼部知会冬至表内犯回避字寬免咨・謝寬免表(使朗原君僖)、『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王五年己未条、参照。
- (92) 『同文彙考』原編卷四一、飭諭、己巳、礼部知会准請及奏文違式咨〔互封典〕。『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王一五年己巳条。
- (93) 『肅宗實錄』卷二一、一五年二月辛巳(一九日)条。
- (94) 『世宗實錄』卷三九、一〇年三月庚寅(八日)条。『經国大典』卷一、吏典、内命婦条。『大典通編』卷一、吏典、内命婦条。李英淑「朝鮮初期内命婦에 대하여」(『歴史學報』第九六輯、ソウル、一九八二年二月)九〇〜九二頁、金用淑「朝鮮朝宮中風俗研究」(二志社、ソウル、一九八七年三月。邦訳は大谷森繁監修・李賢起訳「朝鮮朝宮中風俗の研究」法政大学出版社、二〇〇八年三月)「제1장 宮女—王權의 그늘에 피고진 꽃잎들」八〜一〇頁、이미선「조선시대 後宮의 용어와 범주에 대한 재검토」(『朝鮮時代史學報』七二、ソウル、二〇一五年三月)七三〜七四頁。
- (95) 「淸使入京、上出迎于西郊、淸使詣闕、宣張氏語命、上接見于仁政殿」淸使帰、請上停郊送礼、上遂不出郊、遣近侍致謝(順に『肅宗實錄』卷二二、

一六年正月己丑(二二日)・庚申(二八日)条。『同文彙考』原編卷一、封典一、己巳、頒誥命幣勅(翰林侍読馬頭等来)。『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王一六年庚午条。

(96) 『承政院日記』第三三九冊、肅宗一六年正月二四日丙辰条。軍神閔羽を祀る閔王廟の設立事情については中村栄孝「朝鮮における閔羽の祠廟について——壬辰・丁酉倭乱と「閔王廟」の創始——(天理大学学报)第八五輯、一九七三年三月)のほか、桑野栄治「朝鮮後期における国家祭祀儀礼の変動——壬辰倭乱直後の朝鮮と明——(久留米大学文学部紀要)第一九号、二〇〇二年三月)三三—三五頁、参照。また、肅宗代にも閔王廟が清使の遊覧コースのひとつであったことは、남호현「조선 후기 관양묘(閔王廟)에 대한 인식의 전환과 그 의미」18세기 서운동・남관양묘를 중심으로(『역사와 현실』第一〇一号、ソウル、二〇一六年九月)二八九頁に指摘されている。

(97) 「一、遠接使李之翼・平安監司閔就道聯名狀啓内、大通官吳孝澄言於詔官曰、前日冊封時、俺以次通官出来、親見誥命伝授之事、而記憶其礼節矣、今此勅使言於俺曰、清国之法、諸王妃冊封時、誥命例為親受、今此冊封時段置、當為親受、而其所言頗峻、其時儀註、不可不急速騰送、伝授於俺處、以為對答勅使之地似好是如為白臥乎所、概觀其語意、則渠於中間、欲為周旋生色之計是白乎矣、渠言既如此是白等以、枚挙上聞為白去乎、令該曹稟旨施行為白乎旃、義州問安中使呈御牒後、還為上去緣由、并以馳啓為白臥乎事(勅使騰録)第六、庚午正月一四日条。史料中の波線は吏読。以下、同じ)。吳孝澄は肅宗六年にも不法越境者に対する査問のため、大通官李一善とともに次通官として派遣されていた(『承政院日記』第二七八冊、肅宗六年閏八月二一日丁未条)。

(98) このうち、国王御覽用の儀註は以下のとおりである。「王妃受誥命儀、仁政殿勅行礼畢、左右贊礼導殿下、就受誥命位、承旨跪啓請跪、殿下跪、勅使捧誥命授之、殿下受之以授内侍、内侍跪受盛於龍亭、勅使又以賜物授之、殿下受之以授内侍、内侍跪受盛於彩輿、承旨跪啓請俯伏興平身、殿下俯伏興平身、龍亭・彩輿至閣門、内侍以誥命・賜物、伝授尚宮、尚宮伝捧入置於案、女官唱鞠躬四拜興平身、内侍出詣勅使前、告王妃四拜、女官唱跪上香、内侍出告王妃、受誥命及賜物、女官唱鞠躬四拜興平身、内侍出告王妃後四拜、女官唱礼畢、内侍出告王妃行礼畢、引礼引勅使就仁政殿内、茶礼如儀(勅使騰録)第六、庚午正月一九日条)。

(99) 「一、同日、仁政殿勅行礼畢、殿下受誥命及賜物、伝授内官、盛龍亭・彩輿入送、隔張於宣政門、使医女立於宣政殿庭、臘唱声出於外、勅使在仁政殿東階上幕次、内侍出告王妃行礼、勅使下椅而立、内侍出告王妃行礼畢、勅使就仁政殿内、茶礼如儀(勅使騰録)第六、庚午正月二一日条)。

(100) 『通文館志』卷四、事天下、冊封儀(礼物附)、内殿冊封条。この儀註はさらに『同文彙考』補編卷一〇、迎勅儀節に「中宮殿受誥命儀」として転載される。

(101) 「一、迎勅翌日、仁政殿權停例頒教時、宗親文武百官以淺淡服行礼、而叩頭山呼一節、以国恤三年内、刪去不行、而同日頒教時、頒赦・百官加為之事、伝教(勅使騰録)第六、庚午正月二二日条。「以張氏受冊、頒教八方行赦、其文曰、王若曰、(中略)自今月二十二日昧爽以前、雜犯死罪以下、咸宥除之、在官者各加一資、資窮者代加、(中略)(大提学閔黯製進)(『肅宗実録』卷二二、一六年正月甲寅(二二日)条)。

(102) 『承政院日記』第三三九冊、肅宗一六年正月初五日丁酉・一日癸卯・二三日乙卯条。『肅宗実録』卷二二、一六年正月乙卯(二三日)条。

(103) 『肅宗実録』卷二二、一六年正月丙申(四日)・二月乙丑(三日)条。『承政院日記』第三三九冊、肅宗一六年正月初四日丙申・初九日辛丑・初一日壬寅・一七日己酉・二五日丁巳・三〇日壬戌・二月初三日乙丑・四日丙寅・六日戊辰条。申厚載『葵亭集』(『韓國文集叢刊』続四二、民族文化推進會、ソウル、二〇〇七年一二月、所収)卷七、疏筭、特除都承旨辭疏・辭礼曹參判疏・辭都承旨疏(庚午)・辭都承旨疏(再疏)。

(104) 「領議政權大運等率百官呈文于清使、弁奏請使行時奏文中執頗事、以為罪在群下而罰歸君上、仍乞婦奏皇帝、清使却之(『肅宗実録』卷二二、一六年正月乙卯(二三日)条。「南別宮良」勅使前百官呈文、時領議政權大運・左議政陸来善・右議政金德遠・左參贊沈粹・司録李翼年進參、(後略)(『議政府騰録』庚午正月二三日条)。

(105) 「李湜以迎接都監言啓曰、即者三公率百官呈文、則而勅與大通官以下聚會於副使房、相議後、使差備訊官伝言曰、朝廷之為君上、咸請替受罪罰、臣子之道理、而俺等為冊礼受命出来、非為罰銀事而来、則受去呈文、直為奏達、事体不當、若送于礼部、則彼必厭看、呈文則雖難持去、俺等還歸之後、皇帝如問本國事情、則當以呈文辭縁必為明日奏達云、而還為出送、故三公更使差備訊官、呈文受去之意、措辭往復、再三懇請、則勅使又以還歸後必達之意答

- 送、而呈文則終不肯受、故大臣以下退出矣、敢啓、伝曰、知道（以上出燼餘日記）〔承政院日記〕第三三九冊、肅宗一六年正月二三日乙卯条。
- (106) 「庚午正月二十四日午時、上御熙政堂、大臣・備局堂上引見、（中略）大運曰、頃日入侍時、呈文於勅使之意、有所陳達矣、昨日果為呈文、則上勅欲出見而受之云矣、副勅不從、而通官輩亦不助言、故不為出見、而答以俺等只為伝授話命、受命出来而已、此等事非俺等所知也、以不可受去、終始退却而至於罰金、則當觀本國回奏而処之、非実為罰金也、俺等還帰後、皇帝如問本國事情、則當以呈文辭縁、明白告之云矣、上曰、昨日迎接都監章記為之矣、德遠曰、礼部則以罰金議定、而皇帝則以待本國回奏後、処之之意已下、非今番定為罰金也、上曰、待回奏後為之云矣、德遠曰、以承文院文書、非已定罰金、回奏後定其可否矣、勅使之不欲持去呈文、亦有所拠、若渠輩受去、則礼部必忌之矣、来善曰、考見承文院文書、則曾前亦以此等事、有呈文之挙、而勅使輩不為持去矣、（後略）〔以上出燼餘日記〕〔承政院日記〕第三三九冊、肅宗一六年正月二十四日丙辰条。
- (107) 『承政院日記』第三四一冊、肅宗一六年五月二日壬寅条。『同文彙考』原編卷四一、飭諭、己巳、陳謝奏文違式奏〔互陳奏、製閔黯、使全城君混〕。
- (108) 『肅宗実録』卷二二、一六年一〇月辛未（二四日）条。『承政院日記』第三四三冊、肅宗一六年一〇月一四日辛未条。むしろ副使權愈は当時、外モンゴルで発生したジュンガル軍と清軍の衝突について報告している。なお、正使李濬の名が肅宗の諱である焯の発音と似通っていると礼部より指摘され、この日をもって李濬は混と改名した。
- (109) 「遣全城君混等謝恩、賀皇后冊諡、又将僻陋寡聞誤犯廻避字情由具奏、礼部奉旨、這回奏情節知道了」〔通文館志〕卷九、紀年、肅宗大王一六年庚午条。
- (110) 『同文彙考』原編卷四一、飭諭、己巳、礼部知会陳謝奏知道咨・礼部知会寬免咨〔文闕〕。
- (111) 「朝鮮国王李焯遵旨回奏、前請封側室張氏疏内、有應避諱字樣、不行避諱、又称德冠後宮、実属違例、惟候嚴加处分、得旨、李焯著從寬免議」〔清聖祖実録〕卷一四八、康熙二十九年八月壬午（二四日）条。
- (112) 「姜鏡啓曰、小臣與右副承旨具始萬、冬至望闕礼習儀進去、下直、伝曰、知道」一具始萬以都総府言啓曰、副総管全溪君溥、冬至望闕礼習儀、除標信、議政府進去之意、敢啓、伝曰、知道（いづれも『承政院日記』第三三八冊、
- 肅宗一五年一月初七日庚子条）。
- (113) 「鏡啓曰、明日冬至望闕礼、依近例為之之意、敢啓、伝曰、知道」〔承政院日記〕第三三八冊、肅宗一五年一〇月初九日壬寅条。
- (114) 「大殿・中殿、政院・玉堂單子問安、答曰、罔極」〔大殿・中殿、二品以上・六曹・兩司長官單子問安、答曰、罔極〕（いづれも『承政院日記』第三三八冊、肅宗一五年一〇月初一〇日癸卯条）。
- (115) 「一、曹單子、来庚午年正朝望闕礼習儀吉日、令日官推挾、則今十二月二十六日為吉云、同日早朝、宗親・文武百官以黑团領、議政府良中行礼（白乎矣、正日挙動、則依前例令政院臨時稟旨舉行何如啓、依所啓施行為良如教）」〔勅使曆録〕第六、己巳二月一八日条。
- (116) 『承政院日記』第三三八冊、肅宗一五年二月一九日辛巳条。
- (117) 「姜鏡啓曰、小臣、正朝望闕礼習儀進去、下直、伝曰、知道」〔承政院日記〕第三三八冊、肅宗一五年二月二六日戊子条。『望闕礼習儀、時相位』〔三議政〕以下、皆以不參〔議政府曆録〕己巳二月二六日条。『承政院日記〕第三三八冊、肅宗一五年二月三〇日壬辰条には「姜鏡啓曰、明日正朝望闕礼、依近例為之之意、敢啓、伝曰、知道」とあり、正朝の望闕礼は前例により直前に停止された。
- (118) 『承政院日記』第三三九冊、肅宗一六年正月初一日癸巳条。ただし、孝思殿親祭に倍祭した二品以上の西班（武官）はわずか三名にすぎなかったため、取り調べて譴責することとなった〔議政府曆録〕庚午正月初一日条。なお、肅宗一四年八月に昌慶宮の内班院（内官の庁舎）にて死去した仁祖継妃の魂殿は明政殿に隣接する便殿の文政殿が充てられ、孝思殿と命名された。朝鮮時代の魂殿とその位置については尹晶「조선시대魂殿 운영에 대한 기초적 정리」〔奎章閣〕二八、ソウル、二〇〇五年一二月）のほか、李賢珍「조선왕실의 호전」〔鄭玉子他「조선시대 문화사」〕—「문물의 정비와 왕실문화」—一志社、ソウル、二〇〇七年一二月）一七五〜一七七頁に整理されている。また、肅宗代に造成された魂殿の空間構造は신지혜「조선조 숙종대 혼전 조성 과정 그 특징에 관한 연구—창경궁 문정전을 중심으로」〔건축역사연구〕第一九卷三号、龍仁、二〇一〇年六月）に詳しい。
- (119) 「仁政殿良、中冬至陳賀權停礼行礼、時大殿・中宮殿、則仁政殿行礼為之、世子宮、則時敏堂行礼為之、時左議政陸来善・右議政金德遠・右參贊沈粹・司録安俊孺進參、領議政權大運劄子、批答、司録伝諭（後略）」〔議政府曆

- 録」庚午一月二日条。「百官賀王世子權停例儀、前一日、掖庭署設王世子座、於時敏堂東壁西向、(中略)其日、宮官各具其服、文黑團領、武戎服、世子翊衛司勒所部、陳仗衛如常、宗親及文武百官、各具黑團領、就門外位、(中略)贊儀唱禮畢、引儀分引以出、輔德以下亦出」(『景宗春宮日記』庚午一月二日戊申条)。
- (120) 『承政院日記』第三四三冊、肅宗一六年一月二日戊申条。この日は病氣を患う領議政權大運も「今日の賀班、亦た進參するを得ず。惶恐して待罪し、仍りて斥免の事を乞う」と劄子を奉ったが、閔震炯と同様に肅宗は慰留した。
- (121) 「遣正使右議政金德遠・副使礼曹判書李觀徵、伝授教命・冊・寶、封元子為王世子、時年三歳」(『肅宗実録』卷二二、一六年六月乙亥〔一六日〕条)。「景宗春宮日記」庚午六月一日乙亥条には当日の儀註を記録する。
- (122) 「冊禮嬪張氏為王妃、前年有是命、而因未經莊烈王后祥禮、故未行冊礼、至是始設都監而行之、其玉冊文曰、(後略)」(『肅宗実録』卷二二、一六年一月〇月己卯〔二二日〕条)。
- (123) 「世子宮、本院單(子)問安、答曰、知道」「百官賀王世子時敏堂權停例儀、前一日、掖庭署設王世子座、於時敏堂東壁西向、(後略)」(いずれも『景宗春宮日記』辛未正月初一日丁亥条)。
- (124) 「来十一月初三日冬至、世子宮賀礼、則無行礼可合処所、權停事、因礼曹草記、啓下」(『景宗春宮日記』辛未一〇月二三日甲辰条)。「崇政殿良中冬至陳賀權停例行礼、時領議政權大運・左參贊柳命天・右參贊俞夏益進參、(中略)物膳、時右參贊俞夏益進、罷後、世子宮、二品以上單子問安、時如右進參、処所則與元門内連為之」(『議政府膳錄』辛未一月初三日条)。
- (125) 「明日陳賀時、開門差早(以上朝報)」(『承政院日記』第三五〇冊、肅宗一八年一月一日戊辰条)。「冬至陳賀、以国忌相植、退行於今日、而百官賀王世子權停例儀、前一日、掖庭署設王世子座、於時敏堂東壁西向、(後略)」(『景宗春宮日記』壬申一月一六日辛酉条)。「二年後の『景宗春宮日記』にも「冬至、百官賀王世子、權停例行礼於時敏堂」とあり(同書、甲戌一月初五日己巳条)、王世子がいまだ幼いゆえ、名節の陳賀礼は略式で実施されたのであろう。
- (126) 『肅宗実録』卷二六、二〇年四月己卯(二二日)条。南人から西人への政權交替(甲戌換局)と廢妃閔氏の復位については、鄭奭鍾、前掲書「第一部
- III 肅宗朝の甲戌換局과 中人・商人・庶孽の動向」九四〜一二八頁、李銀順、前掲書「18세기老論一党專制の成立過程」七一〜七二頁、李迎春、前掲書「VI 肅宗代の建儲와 換局」二八八〜二九二頁、李熙煥、前掲書「제 4 장 승중대 환국과 당쟁」二六四〜二八八頁、이미선、前掲「승중대 왕실 여성들의 정치적 행동과 역할」一〇五・一一五〜一一八頁、参照。
- (127) 「上御仁政殿行冊妃礼、妃受冊如儀、時考顯宗辛丑・上丙辰冊妃之典而行之、蓋本諸五礼儀之文也、惟致詞中、改用復位二字、教命文曰、(後略)」(特命以淑媛崔氏為淑儀)(順に『肅宗実録』卷二七、二〇年六月朔丁酉・戊戌〔二日〕条)。
- (128) 『承政院日記』第三六〇冊、肅宗二〇年八月初二日丁酉条。『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王二〇年庚戌条。
- (129) 『肅宗実録』卷二七、二〇年七月乙未(二九日)条。『同文叢考』原編卷二、封典二、甲戌、請王妃復位奏「互陳奏、製朴泰尚、使朴弼成」。
- (130) 『勅使膳錄』第七、甲戌二月二日条。『承政院日記』第三六二冊、肅宗二〇年二月一三日丙午条。『備辺司膳錄』第四八冊、肅宗二〇年二月一三日条。
- (131) 「一、曹單子、今此出来勅使時、遠接使事目、依前例磨鍊開坐為白去乎、依此舉行何如、(中略)一、沿路各官館舍、勿令女人執事為白乎於、館駅懸板、天使所製外、悉令撤去、壁柱所書、亦令削去為白齊、(中略)啓、依所啓施行為良如教」(『勅使膳錄』第七、甲戌二月一三日条)。この措置は肅宗三年一〇月末に第二皇后(孝昭仁皇后、輔政大臣邊必隆の娘、翌年二月崩御)の冊封を傳達する清使一行を迎える際に取られており(『勅使膳錄』第四、丁巳一〇月初二日条)、以後、慣例となった。
- (132) 『肅宗実録』卷二七、二〇年二月壬子(一九日)条。『承政院日記』第三六二冊、肅宗二〇年二月一八日辛亥・二〇日癸丑条。
- (133) 「一、曹單子、来乙亥年正朔望闕礼習儀吉日、令日官推挾、則今十二月二十五日為吉云、同日早朝、宗親・文武百官以黑團領、議政府良中行礼為白乎矣、正日舉行、依前例自政院臨時稟旨舉行何如啓、依所啓施行為良如教」(『勅使膳錄』第七、甲戌二月初七日条)。
- (134) 『承政院日記』第三六二冊、肅宗二〇年二月二十五日戊午条。それゆえ、肅宗が百官を率いて正朔の望闕礼を実施したとは考えられない。
- (135) 『勅使膳錄』第七、甲戌二月二六日・二七日条。

- (136) 『景宗春宮日記』乙亥正月初一日癸亥条。
- (137) 「上出迎虜使于西郊、親受勅書及中殿誥命于仁政殿」〔頒敷、加百官資〕「虜使帰、上郊送之」(順に『肅宗実録』卷二八、二二年正月癸酉〔一日〕・甲戌〔二日〕・辛巳〔一九日〕条)。「同文彙考」原編卷二、封典二、甲戌、改頒誥命彩幣勅(庶吉士常寿等来)・改頒冊封誥。『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王二二年乙亥条。
- (138) 「備辺司郎庁以領議政意啓曰、即見遠接使・平安監司聯名狀啓、則勅使到嘉山站、通官等問於訳官曰、(中略)通官又以誥命伝受事問曰、此儀註何不載録於儀註中耶、訳官等答以此則自有曾前已行之礼、入京後、自當遵而行之、非今日所可問云、則通官等又曰、勅使必有致問之事、入京之前、不可不使俺等知之云矣、觀此、通官等提起兩事發問之意、必出於操縱之計、而問皇帝起居、則自有六十年已行之例、誥命伝受、則亦在己卯年莊烈王后冊礼時儀註、自其後遵而行之、未嘗更改、及至壬戌年冊礼時、勅使以蒙古冊妃時親伝儀註為言、故其時大臣出往弘濟院、爭執停當、勅使到内殿中門外、以誥命・賜物伝授於内官、磨鍊節目行之矣、令都監騰出己卯年及壬戌年兩度騰録可考節目、定禁軍撥馬下送于遠接使処、使之預為捌例言説、俾無臨時更為相持之弊宜賞、以此意分付於迎接都監何如、答曰、允」(『備辺司騰録』第四九冊、肅宗二二年正月初二日条)。
- (139) 「一、領議政南九萬・都承旨閔鎮長聯名狀啓、臣等來詣弘濟院、當日申時量、勅使來到為白去乙、依例祇迎、仍行迎勅礼後、(中略)而伝誥命時、壬戌年儀註、則非但我国前例不然、其在尊奉皇命之道、亦有所未安之意、使訳官通言于勅使、則兩勅相会同議、至于夜深之後、使訳官伝言於臣等曰、仁政殿内、自上伝受勅書後、授近侍置于案上、又伝受誥命・賜物、授三内侍、俯伏興平身、自上近西北向、勅使近東北向立後、三内侍出自東正門、他内侍等多數分左右、擁衛焚香、前導備威儀行入閣門、伝于女官、自上仍行宣勅礼後、還入殿内、與勅使分東西相向立、内侍以自内行礼告、自上近西北向立、勅使近東北向立、待自内四拜礼畢後、内侍還復命、自上與勅使始行茶礼為可云、勅使所言節目頗多、亦不便當為白乎矣、比之入於敦礼門内、自聞臚唱之声、則稍似有間、且今已夜深、亦難仍為固争、勢當依勅使所言行礼是白乎等、以勅使所言、臣等自此書草儀註、伝于勅使処為白有在果、分付礼曹・都監、明日仁政殿行礼時、此節目、使之添入儀註中為白乎旅、臣等行到城外、門閉已久、當於明曉開門後復命緣由、并以馳啓為白臥乎事」(『勅使騰録』第七、乙亥正月初一日条)。
- (140) 奥村周司「朝鮮における明使迎接礼と対明姿勢―中宗三二年の明使迎接を中心として」(『早実研究紀要』第三三号、一九九九年三月)九〇頁。篠原啓方「朝鮮王朝の茶礼―明・清使への賓礼を中心に」(西村昌也編『東アジアの茶飲文化と茶業(周縁の文化交渉学シリーズ1)』関西大学文化交渉学教育研究拠点、二〇一一年三月)六一頁。
- (141) 『勅使騰録』第七、乙亥正月一日条。
- (142) 「虜使求見東国詩文及筆法、抄騰東文選・青丘風雅所載者與之、亦折善写人、写字示之」(『肅宗実録』卷二八、二二年正月甲戌〔二二日〕条)。
- (143) 『肅宗実録』卷二八、二二年正月丙子(一四日)条。權尚夏「寒水齋先生文集」(『韓國文集叢刊』一五〇、所収)卷二四、神道碑、驪陽府院君文貞公(維重)神道碑銘(并序)。
- (144) 「平安道別遣重臣李世白及館伴李世華・礼曹判書朴泰尚請対、(中略)世華以今番大通官、多有周旋除弊之事、請以銀布優數別贈、上許之」(『肅宗実録』卷二八、二二年正月己卯〔一七日〕条)。
- (145) 『勅使騰録』第七、乙亥正月初九日条。金萬基の嫡男金鎮龜はすでに地方臨時官職の嶺南巡撫使に任じられており、同族の金萬吉は迎勅儀礼当日に吏曹參議に転じた(『肅宗実録』卷二八、二二年正月乙丑〔三日〕・癸酉〔一日〕条)。
- (146) 「卯時、上詣於義洞別宮、辰時、行親迎礼、巳初、上還宮、巳正、中宮入闕、未時、行同牢宴、是時連日陰雨、去夜雨勢益甚、暨曉雨止、礼成之時、風日清暄、人民咸欣慶焉」(『肅宗実録』卷三七、二八年一〇月庚寅〔二三日〕条)。
- (147) 『承政院日記』第四〇七冊、肅宗二八年九月初七日乙卯条。『同文彙考』原編卷二、封典二、壬午、請繼封王妃妾(互陳奏、使臨陽君桓)。『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王二八年壬午条。
- (148) 『清聖祖実録』卷二二、康熙四二年三月癸亥(一八日)条。
- (149) 「一、遠接使刑曹判書閔鎮厚狀啓、皇帝三月十六日還京、十八日聖節上尊号後、赦勅及冊封勅、二十二日一時差出、而以頒敷為重、詔勅四月二十日先為送出、冊封則二十九日當為起馬、牌文今明間當到是白乎旅、先來勅明日必為渡江、(後略)」(『勅使騰録』第七、癸未五月一六日条)。
- (150) 「一、曹单子、冬至望闕礼習儀、當行於今日、而諫院多官皆有故不得進參

云、雖無諫官、仍為行禮、已有前例、今亦依此舉行何如啓、依所啓施行為良如教」(『勅使膳錄』第七、癸未三月二六日条)。その後もこの年は冬至と正朝の望闕礼の習儀は諫官不在のまま実施された(同書第七、癸未一月二日・二月二五日条)。すでに肅宗二年冬至の習儀の際に礼曹は「諫官無しと雖も、仍お行禮を為すは已に前例有り」と上奏して肅宗の裁を得ており(同書第六、丙寅一月初五日条)、以後、「前例」として踏襲されたと思われ。

(151) 『肅宗実録』卷三八、二九年三月癸亥(一八日)条。

(152) 「胡使入京、以天下太平頒赦也、上幸慕華館迎之、還宮、接待如例、翌日頒赦」北使帰、上幸慕華館饞之、宴時、例給從胡酒饌、我人攫奪殆盡、御幕咫尺、人声喧嘩、見者莫不駭之、政院請推兵曹禁喧郎、從之(順に「肅宗実録」卷三八、二九年五月癸酉「二九日」・六月癸未「九日」条。『通文館志』卷九、紀年、肅宗大王二九年癸未条。この清使を迎えるにあたり、礼曹はやはり沿路の客館にある明使の扁額を事前に撤去させていた(『勅使膳錄』第七、癸未四月二九日条)。

(153) 「遣翰林院掌院學士揆叙・一等侍衛噶爾達、往封朝鮮國王李惇繼娶金氏、為朝鮮國王妃」(『清聖祖実録』卷二二一、康熙四二年二月丙申「二一日」条)。「冊封勅使明揆叙等來、是日、雨勢翻盆、向晚始少霽、上幸慕華館迎勅、引見遠接使趙相愚于帳殿、遂還仁政殿、受勅誥及藩封世守柔遠恪恭八字(胡皇手筆云)、接見如例、仍頒赦、(後略)」(『肅宗実録』卷三八、二九年六月乙酉「二一日」条。『同文彙考』原編卷二、封典二、壬午、頒誥命彩幣勅(礼部侍郎揆叙等來)。「通文館志」卷九、紀年、肅宗大王二九年癸未条。

(154) 「一、右議政申琬・都承旨兪集一聯名狀啓、勅使當日未時量、到弘濟院為白去乙、臣等與本站守令・差使員等、依例行迎勅禮為白乎旅(中略)迎勅後受誥命一款段、勅使必欲一依壬戌年敦教札門內親自傳入之例、再三往復是白去乙、臣等以為、若用此例、誥命既伝之後、自我國伝于内間、便是我國之事、而勅使還受而伝之、揆之礼法及事体、皆所不可云、則勅使以為、此則是、當一依乙亥儀註施行是如為白乎矣、皇帝手筆親受事段、勅使必欲與勅書、分而二之、(中略)緣由為先馳啓事」「一、曹啓曰、即伏聞右議政申琬・都承旨兪集一聯名狀啓中、誥命伝授、則以遵用乙亥前例為定、而御筆祇受儀節、迄未停當云、御筆祇受行禮、則姑待其畢竟停當處之、而誥命收受一款、内入儀註還下、先為付標以入乎、敢啓、伝曰、依為之」(いずれも『勅使膳

錄』第七、癸未六月初一〇日条)。

(155) 「一、入啓御覽迎勅儀註中、殿下受勅書(近侍対展)、殿下覽訖、授近侍還置案、勅使又以誥命授之、殿下受之(近侍対展)、殿下覽訖、授近侍以授内侍、勅使又取賜物授之、殿下受之授近侍、以授内侍、承旨跪啓請俯伏興平身、殿下俯伏興平身、宗親・文武百官同(贊儀亦唱)、(中略)承旨導殿下近西北向立、引礼引勅使近東北向立、内侍捧誥命・賜物、出正門盛龍亭・綵輿、諸内侍多数分左右焚香、前導至閣門、伝于女官、宣勅礼畢、左右贊礼導殿下降自西階、詣殿門外、承旨導殿下入就殿内東向立、内侍出告王妃行禮、殿下近西北向立、勅使近東北向立、王妃受誥命行礼畢、内侍還為復命、引礼引勅使出就次、承旨導殿下、由西正門出就輻次、承文院官取勅書別諭盛龍亭、鼓棗前導以入(勅使膳錄』第七、癸未六月一日条)。また礼曹はこの日、「乙亥前例」として弘濟院の清使のもとに提出していた「王妃受誥命儀」を記録に残す。

(156) 「(前略)揆叙即其國相明珠之子、官翰林學士、清王寵任之、自求奉使而來、且上表請頒皇帝手筆於朝鮮云、揆叙自負能詩、大有驕傲之色、在途多作詩、示儆使、又求宰相詩甚力、朝廷許之」(『肅宗実録』卷三八、二九年六月乙酉「二一日」条)。

(157) 『肅宗実録』卷三八、二九年六月丁亥(二三日)・辛卯(二七日)条。

(158) 『承政院日記』第四二冊、肅宗二九年六月一六日庚寅・一七日辛卯条。『議政府膳錄』癸未六月一六日条。

(159) 「奏請使臨陽君桓・副使李整・書狀官黃一夏等選、上引見懇論、桓等謝曰、意外遭逆境、多費賂物、幸得竣事、不勝惶恐、初桓等於先來狀啓、略曰、礼部序班王哥持示礼部議奏草本二稿、一則援辛酉例、一則援己巳・甲戌例、且問欲從何年例、臣等願拋辛酉例、仍許以賂五十金、居數日、大通官金四傑自懷中出示議奏草本、臣等不勝驚駭、使首訊等伝言、議奏辭意殊極無謂、豈可不問使臣、而直以此議奏耶、四傑言、清堂上三人之意如此、既已定稿、勢難容力、臣等意謂、此非渠白地撰出、必有所藉之拠、再三開論、以求善處之道、則乃曰、礼部堂・郎用賂処多、非三千金則難諧、其間情状有難測度、而百爾思量、不如姑從其言、遂約給二千八百金、翌日、四傑來言、往見諸堂上懇乞、則今始準許云、已而序班陸哥書示小紙曰、前之漢稿已定、金四(傑)通官対堂上説、將稿駁他云、以此見之、則似是四傑聞清堂中有異議、乘此愆適、欲售從中騙食之計、所示草本、亦與清堂符同撰出、而草本中辭語有煩、

不敢盡載云、(後略)」「(肅宗實錄』卷三八、二九年四月丙戌(二一日)条)。
『同文叢考』補編卷三、使臣別單三、壬午、奏請兼冬至行書狀官黃一夏聞見事
件。

(160) 「諫院申前啓、末端兩件事(使臣削奪、首訊遠配)、依啓、遂竄訊官鄭忠
源于甲山」(『肅宗實錄』卷三八、二九年四月壬辰(二七日)条)。

(161) 「命叙用臨陽君桓・李墜・黃一夏等、以奉使失体被罪未久、特叙、及冊封
勅至、命錄其勞、墜加嘉義階、一夏陞通政、桓以資窮給熟馬、且賜臧獲・田
土有差」(『肅宗實錄』卷三八、二九年六月庚辰(六日)条)。

(162) 『承政院日記』第四二冊、肅宗二九年六月一三日丁亥・一五日己丑・一
六日庚寅条。

(163) 『肅宗實錄』卷三八、二九年六月壬辰(二八日)条。『承政院日記』第四
一二冊、肅宗二九年六月一八日壬辰条。『勅使臚錄』第七、癸未六月一八日
条。明の軍門邢玠と經理楊鎬を祀る宣武祠の設立事情については、中村栄孝
「朝鮮の慕明思想と大報壇」(『天理大学学報』第七八輯、一九七二年三月)一
九七〜一九八頁、桑野栄治、前掲「朝鮮後期における国家祭祀儀礼の変動」
三七〜四〇頁、参照。

(164) 『肅宗實錄』卷三八、二九年六月癸巳(一九日)条。『承政院日記』第四
一二冊、肅宗二九年六月一九日癸巳条。한중우「朝鮮後期、肅宗代、閔王廟致
祭の性格」(『역사민초』第二一號、ソウル、二〇〇五年一月)九三〜九
四頁。이성형「対明義理論の推移와 朝鮮閔王廟―宣祖〜肅宗年間을 中心으
로」(『韓國漢文學研究』第五三輯、ソウル、二〇一四年三月)三七二〜三七
三頁。남호현、前掲「조선후기 관왕묘(閔王廟)에 대한 인식의 전환과 그
의미」二八七頁。김지영「조선후기 관왕묘 향유의 두 양상」(『奎章閣』四九
ソウル、二〇一六年一月)五一三〜五一四頁。翌日には予定どおり宣武祠
に祭官が派遣され、特別に羊と豚が供えられた(『肅宗實錄』卷三八、二九年
六月甲午(二〇日)条)。

(165) 中村栄孝、前掲「朝鮮の慕明思想と大報壇」二一〇〜二一七頁。鄭玉子
『조선후기 조선중화사상연구』(一志社、ソウル、一九九八年五月)二二
보단(大報壇)의 창설(初出は刊行委員会編『辺太燮博士華甲紀念 史學論
叢』三英社、ソウル、一九八五年一〇月)。桑野栄治「朝鮮小中華意識の形成
と展開―大報壇祭祀の整備過程を中心に」(朴忠錫・渡辺浩編『国家理念と
対外認識 17〜19世紀(日韓共同研究叢書3)』慶應義塾大学出版会、二〇〇

一年五月)。桂勝範『정지된 시간―조선의 대보단과 근대의 문턱』(西江大学
校出版部、ソウル、二〇一二年六月)「제2장 대보단의 설립과 그 배경」。